

# 參考資料

## 一参考資料目次一

### <企画情報課>

◇ カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（概要）	107
◇ カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針（概要）	108
◇ カネミ油症患者に対する総合的な支援策の体系	109
◇ 都道府県別カネミ油症認定患者数一覧	110
◇ 全国油症治療研究班「油症診断基準」（2012年12月3日補遺）	111
◇ 健康調査支援金等の生活保護制度上の取り扱いについて（通知）	113
◇ （公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）（平成25年2月27日食安企発0227第1号）	115
◇ （公財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）（平成25年2月27日食安企発0227第2号・障障発0227第2号）	122
（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談	
◇ への協力について（依頼）（平成25年2月27日食安企発0227第3号・老高発0227第1号・老振発0227第1号・老老発0227第2号）	123
◇ ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と同手当の生	124
活保護制度における取扱いについて（平成26年8月28日食安企発0828第2号）	
◇ 森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について（依頼）（平成26年12月3日食安企発1203第2号）	128
◇ 平成26年度リスクコミュニケーション開催実績一覧	130

### <国際食品室>

◇ コーデックス委員会組織図	132
----------------	-----

### <検疫所業務管理室>

◇ 年次・年度別の届出・検査・違反状況	133
◇ 生産・製造国別の届出・検査・違反状況	134
◇ 厚生労働省検疫所輸入食品監視窓口一覧	137
◇ エボラ出血熱に対する検疫体制	138
◇ エボラ出血熱に関する注意喚起用ポスター	139

### <基準審査課>

◇ 食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度	140
◇ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について	141
◇ 妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項	148
◇ 國際的に安全性が確認され、かつ汎用されている添加物の取扱いについて	150
◇ 既存添加物の安全性見直しの状況	155
◇ 乳及び乳製品の容器包装に係る試験法の改正	156

### <新開発食品保健対策室>

◇ 健康食品について	158
◇ 健康食品の安全性確保に関する検討会報告書の概要	159
◇ 遺伝子組換え食品等の安全性に関する審査の法的位置づけ	166
◇ 遺伝子組換え食品等の安全性に関する審査の手続きフロー	167

<監視安全課>

◇ 都道府県別食品衛生監視員数一覧	168
◇ 都道府県別食品営業施設数及び監視状況	169
◇ 業種別施設数及び監視状況	170
◇ 年次別食品関係営業施設に対する処分・告発件数	171
◇ 食品への異物の混入防止について（平成27年1月9日食安監発0109第1号）	172

<輸入食品安全対策室>

◇ 平成26年度輸入食品監視指導計画監視結果中間報告（平成26年12月厚生労働省医薬食品局食品安全部）	175
---	-----

<食中毒被害情報管理室>

◇ 年次別食中毒発生状況	188
◇ 年次別原因施設別食中毒発生状況	189
◇ 年次別原因食品別食中毒発生状況	190
◇ 年次別病因物質別食中毒発生状況	191

# 力ネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（概要）H24.8.29成立

力ネミ油症患者が置かれている事情に鑑み、力ネミ油症患者に関する施策に関する理念を定め、②国等の責務を明らかにし、③基本指針の策定について定めるとともに、④施設の基本となる事項を定めることにより、力ネミ油症患者に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

## 基本理念

- \* 力ネミ油症患者の適切な医療の確保。生活の質の維持向上。
- \* 力ネミ油症に関する専門的・学際的・総合的な研究の推進による診断、治療等の技術の向上。その成果の普及・活用・発展。
- \* 力ネミ油症患者等の人権が尊重され、差別されないように配慮。
- \* 原因事業者に対する支援は、力ネミ油症患者の生活の質の維持向上に資することを旨とするものとする。

## 国等の責務

- 国基本理念にのつとり、実施策を総合的に策定・実施
- 関係地方公共団体基本理念にのつとり、国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を策定・実施
- 原因事業者医療費の支払その他被害者の回復の誠実な実施等
- 国民正しい知識を持ち、力ネミ油症患者等が差別されないよう配慮。

## 基本指針

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、力ネミ油症患者に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な指針を策定

## 基本的施策

力ネミ油症患者の健康状態の把握

原因事業者による医療費の支払その他被害者の回復の支援

診断基準の見直し及び調査・研究の促進

症状・治療等に関する情報の収集・提供、相談支援の推進

力ネミ油症患者に対する医療提供体制の確保

<附則>  
・政府は、法律の施行後三年を目途として、施行状況を勘案し、施策の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
・経済的・社会的環境の変化等により原因事業者の事業の継続が困難となることが明らかとなつた場合には、この法律の規定について速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

# 力ネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針（概要）

H24.11.30施行

## ○原因事業者による医療費の支払等の被書の回復の支援

＜医療費の支援＞  
今後とも、最大限、力ネミ倉庫株式会社が保有する倉庫の有効かつ安定的な活用を図り、将来にわたつて医療費が力ネミ倉庫株式会社から確実に支払われるようになる。

＜一時金の残余等の支払の支援＞  
力ネミ倉庫株式会社による新たな倉庫の活用のための取組を支援するとともに、政府所持米穀の保管の委託数量の拡大等による収入の増加を図り、その利益について一時金の残余等の支払に適切に充てられるようになる。  
＜上記施策の実施の確保＞  
力ネミ油症患者に対し医療費や一時金の残余等が確実に支払われるよう、その状況について把握するとともに、必要に応じて力ネミ倉庫株式会社に対する指導を行う。

## ○力ネミ油症に係る医療提供体制の確保

厚生労働省や関係都府県等が医療機関等と調整し、油症患者受療券が利用可能な医療機関の拡大を図るとともに、受療券が利用可能な医療機関の一覧を作成し、周知を図る。

## ○力ネミ油症の症状、治療等の情報の収集・提供及び相談支援

油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果や医学的知見及び医師の治療の参考となる症例集を、全国の医療機関に対して、インターネット等により速やかに情報提供する等の取組を図る。  
また、厚生労働省や関係都府県は、力ネミ倉庫株式会社による医療費の支払等に関する力ネミ油症患者からの相談に対応する。

## ○力ネミ油症患者に関する施策に関するその他の重要事項

＜力ネミ油症に関する正しい知識の普及啓発＞  
力ネミ油症患者等が不當に差別されることのないよう、国及び関係地方公共団体は、力ネミ油症に関する正しい知識の普及啓発に努める。  
＜関係団体等による定期的な協議等＞  
力ネミ油症患者の三者から構成される定期的な協議の場を設けるとともに、関係省庁から構成される連絡会議の開催を通じ、情報の共有及び施策の連携を図る。

## ○力ネミ油症患者の健康状態の把握

油症の特殊性を踏まえ、油症の調査・研究を更に推進するため、油症患者の健康実態調査を実施し、対象者に「健康調査支援金」を支給する。当面、毎年度実施する。

## ○力ネミ油症の診断基準の見直し、調査、研究

事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう、油症治療研究班にて、診断基準を拡大する方向で速やかに結論をとりまとめるよう要請する。

また、今後とも油症治療研究班への助成を行い、力ネミ油症に関する調査及び研究の効果的な推進を図る。

## 力ネミ油症患者に対する総合的な支援策の体系

### <生活面での支援>

- 力ネミ倉庫の事業拡大を支援し、一時金の残余等の支払いを促進

・力ネミ倉庫が倉庫業者に政府米の保管委託事業を行って、一人当たり年間5万円程度を支払い

- 力ネミ油症相談窓口（47都道府県）

### <医療面での支援>

- 将来にわたる安定的な医療費の支給を確保

・最大限、力ネミ倉庫の有効かつ安定的な活用を図る。

※窓口負担が不要となる油症患者受療券が利用可能な医療機関については、健診実態調査の結果を踏まえつつ、適宜拡大していく。

- 油症の症状・治療に関する最新の研究成果や医学的知見について、全国の医療機関に対する速やかな情報提供を推進

認定患者の方々

- 健康実態調査を実施し、支援金を支給

一人当たり19万円 支給

（※平成24年12月3日の油症診断基準の改訂に伴い、事件当時の同居家族の認定が可能。）

※ 一時金の支払いと健康調査支援金により、二人当たり年間で24万円程度支給

## 都道府県別力ネミ油症認定患者数一覧

平成26年12月31日現在

認定 都道府県名	平成23年度末 以前の認定患 者数	平成24年度認定数			平成25年度認定数			平成26年度 (4月~12月) 認定数	累計認定患者数	
		検診認定	同居認定	計	検診認定	同居認定	計			
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城县	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
秋田県	0	1	1	0	0	0	0	0	1	
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨城県	0	1	1	0	0	0	0	0	1	
栃木県	0	0	0	0	1	1	0	0	1	
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
千葉県	1	2	3	0	0	0	0	0	2	
東京都	0	3	3	1	0	1	1	1	4	
神奈川県	0	1	1	0	1	1	0	0	2	
新潟県	0	1	1	0	0	0	0	0	1	
富山县	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川県	0	0	0	0	1	1	0	0	1	
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
静岡県	0	1	1	0	1	1	0	0	2	
愛知県	0	7	7	0	2	2	0	0	9	
三重県	0	1	1	0	0	0	0	0	1	
滋賀県	0	1	1	0	1	1	0	0	2	
京都府	0	0	0	0	1	1	1	1	2	
大阪府	0	9	9	0	2	2	0	0	11	
兵庫県	0	2	2	0	1	1	0	0	3	
奈良県	0	5	5	0	0	0	0	0	5	
和歌山县	0	1	1	0	0	0	0	0	1	
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
島根県	0	1	1	0	0	0	0	0	1	
岡山县	0	2	2	0	0	0	0	0	2	
広島県	2	18	20	1	2	3	0	0	20	
山口県	1	6	7	0	1	1	0	0	7	
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛媛県	0	2	2	0	0	0	0	0	2	
高知県	0	1	1	0	0	0	0	0	1	
福岡県	4	20	24	1	28	29	6	54	54	
佐賀県	0	3	3	0	2	2	0	0	5	
長崎県	8	105	113	1	29	30	3	137	137	
熊本県	0	2	2	0	0	0	0	0	2	
大分県	0	0	0	0	1	1	0	0	1	
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	1966	16	196	212	4	74	78	11	2267	281

※累計認定患者数には、死亡者も含む。

## 油症診断基準（2012年12月3日追補）

油症治療研究班

油症の診断基準については、時間の経過に伴う症状と所見の変化ならびに分析技術の進歩に伴って、1972年10月26日、1976年6月14日、1981年6月16日、2004年9月29日に追補・改訂等が行われてきた。

今般、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が制定され、同法に基づく「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」に基づき、国から、事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう、診断基準を拡大する方向で見直すよう要請されたことから、追補することとした。

### 発病条件

PCBなどの混入したカネミ米ぬか油を摂取していること。

油症母親を介して児にPCBなどが移行する場合もある。

多くの場合家族発生がみられる。

### 重要な所見

1. ざ瘡様皮疹  
顔面、臀部、そのほか間擦部などにみられる黒色面皰、面皰に炎症所見の加わったもの、および粥状内容物をもつ皮下囊胞とそれらの化膿傾向。
2. 色素沈着  
顔面、眼瞼結膜、歯肉、指趾爪などの色素沈着（いわゆるブラックベイビーを含む）
3. マイボーム腺分泌過多
4. 血液PCBの性状および濃度の異常
5. 血液PCQの濃度の異常（参照1）
6. 血液2,3,4,7,8-pentachlorodibenzofuran (PeCDF)の濃度の異常（参照2）

### 参考となる症状と所見

#### 1. 自覚症状

- 1) 全身倦怠感
- 2) 頭重ないし頭痛
- 3) 四肢のパレステジア（異常感覚）
- 4) 眼脂過多
- 5) せき、たん
- 6) 不定の腹痛
- 7) 月経の変化

#### 2. 他覚的所見

- 1) 気管支炎所見
- 2) 爪の変形
- 3) 粘液囊炎
- 4) 血清中性脂肪の増加
- 5) 血清 $\gamma$ -GTPの増加
- 6) 血清ビリルビンの減少
- 7) 新生児のSFD (Small-For-Dates Baby)
- 8) 小児では、成長抑制および歯牙異常（永久歯の萌出遅延）

### 参照1 血中PCQの濃度は以下のとおりとする。

- (1) 0.1 ppb以上 : 高い濃度  
(2) 0.03～0.09 ppb : (1)と(3)の境界領域濃度  
(3) 0.02 ppb（検出限界）以下 : 通常みられる濃度

### 参照2 血中2,3,4,7,8-PeCDFの濃度は以下のとおりとする。

- (1) 50pg/g lipids以上 : 高い濃度  
(2) 30pg/g lipids以上、50pg/g lipids未満 : やや高い濃度  
(3) 30pg/g lipids未満 : 通常みられる濃度

また、年齢・性別についても勘案して考慮する。

- 註 1. 以上の発病条件と症状、所見を参考にし、受診者の年齢および時間的経過を考慮のうえ総合的に診断する。
2. この診断基準は油症であるか否かについての判断の基準を示したものであって必ずしも油症の重症度とは関係ない。
3. 血液PCBの性状と濃度の異常および血液2, 3, 4, 7, 8-pentachlorodibenzofuran (PeCDF) の濃度の異常については、地域差、職業などを考慮する必要がある。
4. 測定は油症研究班が適切と認めた精度管理が行われている検査機関にて行う。

追補：油症患者（同居家族）に関する条件

油症発生当時に、油症患者（本追補により油症患者とみなされた者を除く。）と同居し、カネミ倉庫製の、PCB等が混入していた当時の米ぬか油を摂取した者で、現在、心身の症状を有し、治療その他の健康管理を継続的に要する場合には、油症患者とみなす。

食安企発 0628 第 1 号  
社援保発 0628 第 1 号  
平成 25 年 6 月 28 日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$   $\left( \begin{array}{l} \text{衛生主管部（局）長} \\ \text{民生主管部（局）長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部企画情報課長

(公印省略)

厚生労働省社会・援護局  
保護課長  
(公印省略)

#### カネミ油症患者に対する健康調査支援金等の生活保護制度上の取扱いについて

平成 24 年 9 月に施行された「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」及び同法に基づき平成 24 年 11 月に告示された「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」に基づき、本年度より、カネミ油症患者（カネミ油症事件において健康被害を受けた者として、同法第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に対して、健康調査支援金（年額 19 万円）が支給されることとなりました。これは、患者に対する健康実態調査を円滑に実施し、カネミ油症患者の生活の質の維持向上を図ること、ひいてはカネミ油症患者の健康被害の回復に資することを目的としており、カネミ油症健康実態調査に協力した場合に支給されるものです。

また、同法及び同指針を踏まえ、国による支援の下で、過去の訴訟上の和解等に基づく一時金の残余等（年額 5 万円程度）が原因事業者であるカネミ倉庫株式会社よりカネミ油症患者に支払われることとなりました。

健康調査支援金及び一時金の残余等（以下「健康調査支援金等」という。）については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生事務次官通知）第 8 の 3 の（3）の才「災害等によって損害を受けたことにより臨時に受ける補償金、保険金又は見舞金」に該当するものです。

このため、保護の実施機関の事前承認があるものであって「当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」は、生活保護法による収入認定から除外さ

れることとなります。「自立更生のためにあてられる額」としては、カネミ油症患者は、日々の生活において一般的な程度以上に健康状態の維持管理に配慮を要していることから、例えば、

- ① 鍼灸やマッサージの通院など保健医療関連の支出（医療扶助で支給する必要があるものを除く）
  - ② 健康上の理由から身体的な負担を極力軽減するための家庭用耐久消費財、寝具類、家事雑貨の支出
  - ③ 健康上の理由から身体的な負担を極力軽減するために、通常よりも支出を要すると考えられる交通費、通信費、家事サービスの支出
- などが該当するものと考えられますが、個別の認定に当たっては、厚生労働省社会・援護局保護課に情報提供をお願いします。

生活保護における収入認定にあたっては、健康調査支援金等について上記を踏まえた取扱いとなるよう、貴管内市区町村及び関係機関あて周知をお願いします。

衛食第91号

平成3年7月8日

(平成8年9月19日改正 衛食第240号)

(平成16年7月30日改正 食安企発第0730001号)

(平成18年11月15日改正 食安企発第1115001号)

(平成21年4月1日改正 食安企発第0401001号)

(平成25年2月27日改正 食安企発0227第1号)

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省生活衛生局食品保健課長

（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）

（財）ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業（以下「協会事業」という。）についてはかねてより御配慮を煩わしているところであるが、森永ひ素ミルク中毒被害者も30歳代半ばに達し、親の高齢化、社会情勢の変化等に伴い、協会事業は一層重要性を増していることにかんがみ、貴職におかれましても、下記事項に留意の上、協会事業の推進に御協力をお願いする。

平成8年9月19日衛食第240号前文

標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（財）ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところであるが、森永ひ素ミルク中毒被害者も40歳代に達するとともに、福祉関係八法改正、地域保健法の制定等に伴い、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、ご留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いする。

なお、本件については、大臣官房障害保健福祉部障害福祉課・精神保健福祉課、健康政策局計画課、老人保健福祉局老人保健課と協議済みであることを念のため申し添える。

平成16年7月30日食安企発第0730001号前文

標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（財）ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところですが、森永ひ素ミルク中毒被害者も50歳代に差し掛かるとともに、介護保険制度、支援費制度、健康増進法の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いします。

なお、本件については、健康局総務課保健指導室・地域保健室、職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・精神保健福祉課、老健局介護保険課・老人保健課と協議済みであることを念のため申し添えます。

平成18年11月15日食安企発第1115001号前文

標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところですが、森永ひ素ミルク中毒被害者も50歳代に差し掛かるとともに、障害者自立支援法の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、ひかり協会事業への一層の御協力をお願いします。

なお、本件については、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と協議済みであることを念のため申し添えます。

平成21年4月1日食安企発第0401001号前文

標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところですが、森永ひ素ミルク中毒被害者も50歳代半ばに差し掛かるとともに、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づくがん検診等の健康増進事業の実施、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村（国民健康保険関係部署を含む。以下「市町村」という。）の役割の重要性が一層増大していること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いします。

なお、本件については、健康局総務課がん対策推進室、生活習慣病対策室及び疾病対策課肝炎対策推進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局老人保健課並びに保険局総務課医療費適正化対策推進室及び国民健康保険課と協議済みであることを念のため申し添えます。

平成25年2月27日食安企発0227第1号前文

標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところですが、今後、森永ひ素ミルク中毒被害者も60歳代を迎えるに従来から御協力いただいたこと等にかんがみ、本通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いします。

なお、本件については、健康局がん対策健康増進課及び疾病対策課肝炎対策推進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課、振興課及び老人保健課並びに保険局総務課医療費適正化対策推進室及び国民健康保険課と協議済みであることを念のため申し添えます。

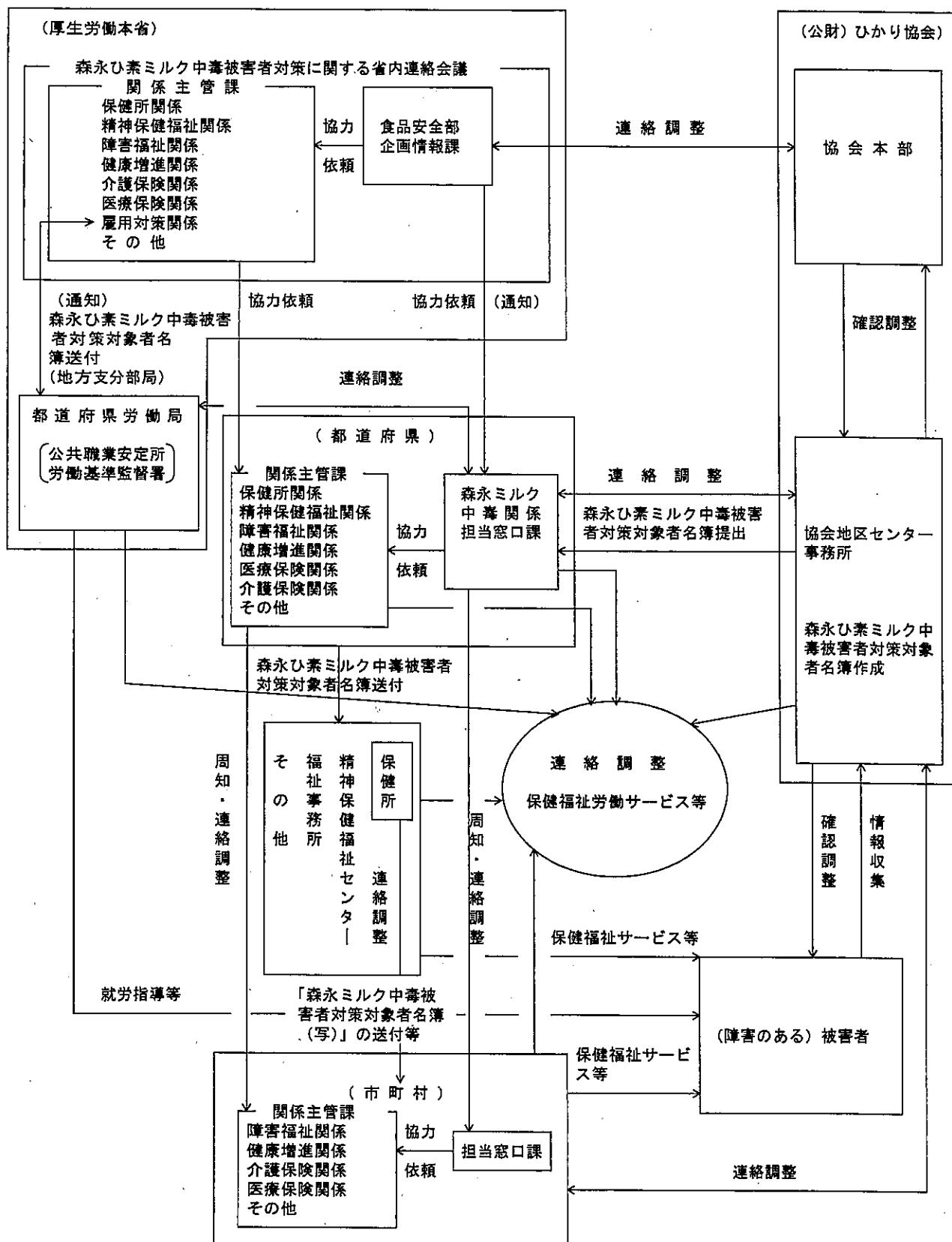
記

- 1 (公財)ひかり協会現地事務所から現在障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の提出があったときは、当該名簿に記載された者について、個人情報の保護に留意するとともに、関係主管部局等と緊密な連携の下、障害のある被害者等が適切な保健福祉サービス等を受けられるよう配慮を願いたいこと。

- 2 当該名簿の保管管理は、適切な保健指導等を実施するうえにおいて、保健所が行うことが望ましいと考えるが、関係主管部局等と緊密な連携を図り、当該名簿の保管管理及びその活用について調整を願いたいこと。また、市町村に対し、当該市町村に居住する者（個人情報の取扱について問題の無いものに限る。）に係る当該名簿の写しを交付していただきたいこと。
- 3 障害のある被害者等の救済は、森永ひ素ミルク中毒事件関係担当窓口課のみならず、医療、保健、障害福祉、高齢福祉及び雇用対策等の都道府県関係主管部局、都道府県労働局、市町村並びに保健所等極めて広範囲の行政機関に関係しているので、（公財）ひかり協会及び関係行政機関と十分な連絡調整が図られるよう配慮を願いたいこと。
- 4 3の連絡調整については、健康増進法に基づくがん検診等の健康増進事業の実施、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、市町村において（公財）ひかり協会及び協会事業について理解が得られるよう周知を図るとともに、協会から要請がある場合には市町村と十分な連絡調整が図れるよう配慮を願いたいこと。

(参考1)

### 森永ひ素ミルク中毒被害者対策



## (参考2)

(公財)ひかり協会が障害のある被害者等に対する保健福祉労働サービスとして要望している事項

### 1 保健所に対する要望

- ① 保健師、精神保健福祉相談員、栄養士、歯科衛生士等による定期・随時の訪問指導等
- ② デイケア、健康教室、患者会、家族会の紹介等の情報提供と利用支援

### 2 福祉事務所に対する要望

- ① ケースワーカーによる定期・随時の訪問等

### 3 公共職業安定所に対する要望

- ① 職業相談
- ② 職業訓練
- ③ 職業紹介
- ④ 職業指導

### 4 市町村に対する要望

- ① 保健師、精神保健福祉相談員、栄養士、歯科衛生士等による定期・随時の訪問指導等
- ② 健康増進法に基づく保健事業やがん検診に関する情報提供等
- ③ 特定健康診査・特定保健指導に関する情報提供等
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法・老人福祉法によるホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ等の情報提供と利用支援
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による訓練施設の通所などの利用支援
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法・老人福祉法による施設・グループホーム等の紹介と利用支援等

### 5 1から4の関係機関に対する共通要望

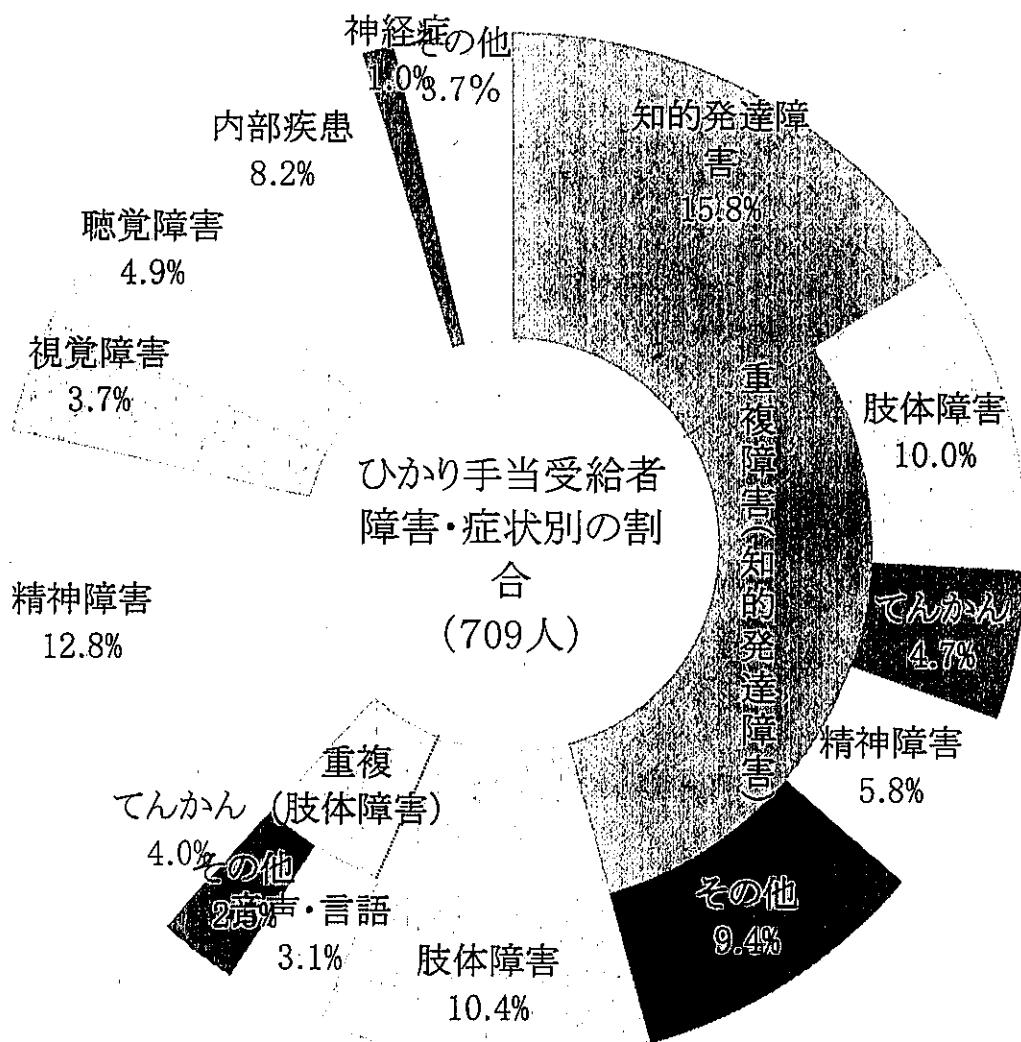
- ① 保健所や福祉事務所、公共職業安定所、市町村、主治医、相談支援事業者、居宅介護支援事業者等との連絡調整による支援ネットワークづくり
- ② 関係機関による連絡調整会議の開催、参加等

(参考3)

### 障害のある被害者の障害の状況

森永ひ素ミルク中毒被害者のうち障害のある被害者には、(公財)ひかり協会から生活援助の手当を支給しているが、この手当の支給対象者の障害の内容は下図のとおりである。

図 ひかり手当受給者の障害・症状別の状況（2012年3月現在）



((公財)ひかり協会調べ)

## 三者会談確認書

### 確 認 書

厚生省、森永ミルク中毒のことを守る会（以下「守る会」という。）及び森永乳業株式会社（以下「森永」という。）は、昭和30年に発生した森永ミルク中毒事件の全被害者を恒久的に救済するため、昭和48年10月12日を第1回として5回にわたり、三者による会談（以下「三者会談」という。）を続けてきたところ、今日までに下記の条項について、互いに合意に達したので、ここにそのことを明らかにするためにこの確認書を作成する。

### 記

1. 「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め心から謝罪するとともに、今後、被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。
2. 「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案（以下「恒久対策案」という。）を尊重し、すべての対策について同案に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。
3. 「森永」は前二項の立場にたって救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。
4. 厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」の実現のために積極的に援助し、かつ、救済対策委員会が行政上の措置を依頼した時はこれに協力することを確約する。
5. この確認書は、被害救済のための第一歩であって、今後、厚生省、「守る会」及び「森永」は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで「三者会談」を継続し、「恒久対策案」実現のために努力することを確約する。なお、このための必要な措置として「三者会談」の中に、「救済対策推進委員会」を設置する。

昭和48年12月23日

厚 生 大 臣 斎 藤 邦 吉	署 名	印
森永ミルク中毒のこと もを守る会理事長	岩 月 祝	一 印
森永乳業株式会社社長	大 野 勇	印
	署 名	

食安企発第 0122001号  
障 障 発 0122001号  
平成 19 年 1 月 22 日

(平成 21 年 4 月 14 日改正 食安企発第 0414001 号及び障障発第 0414001 号)

(平成 25 年 2 月 27 日改正 食安企発 0227 第 2 号及び障障発 0227 第 2 号)

各都道府県 衛 生 主 管 部 (局) 長 殿

障害保健福祉主管部(局)長

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部企画情報課長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長

#### (公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）

(公財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書（昭和 48 年 12 月 23 日）」に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成 3 年 7 月 8 日衛食第 91 号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）により御協力を願いしているところですが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活の場の確保が重要な課題となっております。

このため、現在、(公財)ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の施設への入所、グループホームへの入居等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに、該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。

つきましては、在宅被害者等又は(公財)ひかり協会から、円滑な施設への入所、グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村等の関係行政機関と緊密な連携を図り、被害者の施設入所、グループホーム入居及びそのための事前対策（相談や入所、入居等の準備）のための取組が促進されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

#### (参考)

三者会談確認書（昭和 48 年 12 月 23 日）

食安企発0227第3号  
老高発0227第1号  
老振発0227第1号  
老老発0227第2号  
平成25年2月27日

各都道府県  
〔衛生主管部（局）長  
介護保険主管部（局）長〕  
厚生労働省医薬食品局食品安全部  
企画情報課長  
殿

厚生労働省老健局  
高齢者支援課長

振興課長

老人保健課長

（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の  
介護サービスの利用等に関する相談への協力について（依頼）

（公財）ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）により御協力をお願いしているところですが、事件発生から57年の歳月が経過し、被害者の方の高齢化が進んでいます。

このため、現在、（公財）ひかり協会においては、在宅被害者の施設への入所、在宅の介護サービス等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、介護在宅サービスの利用等に向けた取組を行うこととしています。

つきましては、在宅被害者等又は（公財）ひかり協会から、施設への入所、在宅の介護サービスの利用等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村において適切な対応が行われるよう、管内市町村あて周知をお願いします。

（参考）

三者会談確認書（昭和48年12月23日）

食安企発0828第2号  
平成26年8月28日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部企画情報課長  
(公印省略)

ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と  
同手当の生活保護制度における取扱いについて

公益財団法人ひかり協会が行う救済事業の実施に当たり、常日頃より、各種の行政協力をいただいておりますことを、心より感謝申し上げます。

さて、ひかり協会においては、今般、平成26年7月27日に開催した第178回理事会において、従来、同協会が、生活保護受給者に必要に応じて支給してきた「自立奨励金」について、受給者の高齢化に伴い給付の性格を自立奨励から健康管理に見直すとともに額の適正化を行ったうえで「健康管理手当」に見直すことを決定いたしました。

これに伴い、同協会において「健康管理手当」支給実施要綱(別添1)が策定されましたので、各種行政協力等を行うに際しての参考としていただきますよう、お願い申し上げます。

また、今般、制度の見直しにより創設された「健康管理手当」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される健康管理手当等と同様に、保健上の特別な出費に充てられる給付金であると認められるため、収入として認定しない取扱いとなる旨を、同協会に対して別添2のとおり通知していますので、あわせて情報提供いたします。

これらの情報については、都道府県及び管下市区町村の生活保護担当部局などの関係部局に対しても周知していただき、生活保護に関する事務を含めた必要な事務が適切かつ円滑に進められるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本件については、当省社会・援護局保護課と協議済みであることを申し添えます。

ひかり手当及び健康管理費対象者が属する世帯が生活保護を受給した場合の  
「健康管理手当」支給実施要綱

1. 「健康管理手当」支給の目的

「ひかり手当支給基準」では、公的制度の活用を優先する立場から「被害者の属する世帯の収入額と該当するひかり手当（生活手当・調整手当）の額との合算額が生活保護基準を下回るとき、ひかり手当は支給しない（生活保護制度の活用を図る）」としている。ただ、救済事業の趣旨から、健康面への課題に対応するとともに、本人の自立を奨励するため、生活保護受給者には必要に応じて別途「自立奨励金」を支給してきた。

また、健康管理費対象者（慢性的疾患またはこれに準じる慢性症状を有する者）については、生活保護を受給した場合も、生活保護費とは金銭的性格が重ならないため「健康管理費」として継続して支給してきた。

しかしながら、事件から約 60 年が過ぎ、高齢期を迎えるため、就労を最終的な目標とする自立の見込みは低くなる一方、ひかり手当及び健康管理費対象者には、健康課題に対する援助が重要になってきている。特に知的障害や精神障害のある被害者の糖尿病など生活習慣病対策や、脳性まひなど肢体障害のある被害者の二次障害対策は急を要する課題である。森永ひ素ミルク中毒事件の被害者は、事件の影響もあり、これらの健康問題によって ADL（日常生活動作）や QOL（生活の質）の低下が起こり、これまでの生活維持が困難になる場合も生じている。

これらの被害者の現状から、生活保護受給者の自立を奨励するための「自立奨励金」は役割を終えたものとし、今後ひかり手当対象者が、生活保護を受給した場合には「健康管理手当 1 級・2 級」を支給する。併せて、現在の自立奨励に相当する部分については見直しを図る。健康管理費対象者に対しても、生活保護を受給した場合には「健康管理手当 3 級」を支給する。なお、「健康管理手当」については、被害者の QOL（生活の質）の維持向上を図り、ひいては被害者の健康被害の回復に資することを目的としている。

## 2. 「健康管理手当」の支給基準

### (1) 支給要件・支給内容など

	支給対象	支給要件	支給の趣旨	支給内容
健 康 管 理 手 当 1 級	生活保護を受給した生活手当相当の対象者	①障害が重度のため、通常の就業が極めて困難な者 ②障害基礎年金を受給する程度の障害のある者 ③多くの健康課題を有し、健康維持に伴う特別な経費を要する者	入通院雑費のほか、重度の障害のために必要となる身体的な負担を軽減するための出費に充てる。	①支給額 30,000円～45,000円  ②上記の範囲で、理事長が認めた額
健 康 管 理 手 当 2 級	生活保護を受給した調整手当相当の対象者	①障害のため、就業の定着や家庭生活の維持などに困難が長期に持続している者 ②一定の健康課題を有し、健康維持に伴う特別な経費を要する者	入通院雑費のほか、障害のために必要となる負担を軽減するための出費に充てる。	①支給額 20,000円～30,000円  ②上記の範囲で、理事長が認めた額
健 康 管 理 手 当 3 級	生活保護を受給した健康管理費相当の対象者	①慢性的疾患またはこれに準じる慢性症状を有するため、長期にわたって就業または家庭生活に何らかの制限を受けた者 ②主治医から計画的・継続的に日常の健康管理の指導・訓練をする者	慢性的疾患等のため、日常生活に十分に健康上の注意を行う必要があり、そのために必要な出費に充てる。	①支給額 ア. 20,000円 (健康管理費特1級及び健康管理費1級相当の対象者)  イ. 10,000円 (健康管理費2級相当の対象者)

### (2) 支給期間

ひかり手当・健康管理費の支給期間と一致させる。また、支給期間中に生活保護を受給しなくなった場合は、ひかり手当・健康管理費の支給に切り替える。

### (3) 支給額の改定

原則として改定はしない。ただし健康状態が大きく変化した場合には、地区センター長判断で本部申請を行い、「健康管理手当」支給基準に基づき支給額の改定を行う。

食安企発0828第1号  
平成26年8月28日

公益財団法人ひかり協会  
理事長 遠藤 明 殿

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部企画情報課長

「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と  
同手当の生活保護制度における取扱いについて【回答】

平成26年8月28日ひかり本部第38号によりご依頼・ご照会のありました標記について、下記のとおり、ご回答いたします。

記

1 「健康管理手当」の生活保護制度上の取扱いについて

- (1) 生活保護制度においては、受給者の収入は原則として保護費と調整することとしていますが、被保護世帯に対する金銭給付の全てを収入として認定したのでは、法の目的である自立助長や社会通念上の観点から適当でない場合があるため、個別に当該金銭の性質や支給方法、使われ方等を総合的に判断して、特定の金銭については収入として認定しない取扱いをしています。
- (2) 今般、貴協会が支給することとしている「健康管理手当」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される健康管理手当等と同様に、保健上の特別な出費に充てられる給付金であると認められるため、収入として認定しない取扱いとなります。
- (3) なお、本件については、社会・援護局保護課と協議済みであることを申し添えます。

2 「健康管理手当」の趣旨・内容等に係る周知について

「健康管理手当」の趣旨・内容について、及び、その生活保護制度上の取扱いについて、別紙により、関係都道府県に対して周知いたしましたので、お知らせします。

食安企発 1203 第 2 号  
平成 26 年 12 月 3 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部企画情報課長

森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者情報提供について(依頼)

公益財団法人ひかり協会(以下「ひかり協会」という。)が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業(以下「救済事業」という。)の実施にあたり、常日頃より、各種の行政協力をいただいておりますことを、心より感謝申しあげます。

さて、ひかり協会においては、これまで、約 6,000 人の被害者の方々のため様々な救済事業等を行っているところであり、これらの救済事業等を実施するためには被害者の方々の住所などの連絡先の把握が必要となります。このため、被害者が転居等をされた場合には、ひかり協会に連絡を入れていただくよう、ひかり協会から被害者の方々に周知しているところですが、ごくまれに、その連絡が漏れてしまい、ひかり協会が当該被害者の住所などの連絡先を把握できないケースが生じていると聞いています。

この場合には、ひかり協会から都道府県を通じて各市区町村に対して、被害者の転居先情報の照会を行っており、これに対して、多くの市区町村においては、各区市町村の個人情報保護に関する条例に基づき、

(1) 当該被害者の転居先の市区町村に対し、

- ① 当該市区町村に転居した当該被害者に係る転居先情報をひかり協会に提供することについて当該被害者の同意を得られるよう依頼するとともに、
  - ② 当該同意を得られた場合には、ひかり協会に当該被害者の転居先情報を提供する、
- (2) 被害者のための救済事業等を行っているひかり協会に転居先情報を提供することは、明らかに当該被害者の利益になると判断のもとに、ひかり協会に当該被害者の転居先情報を提供する、

といった対応を取っていただいているところです。

しかしながら、各市区町村における個人情報保護に係る制度や運用によっては、ごくまれに、ひかり協会に対して、被害者の転居先情報を提供できない旨の回答をされる市区町村もあると聞いております。

このような実情を踏まえ、個人情報保護制度の厳格な運用の重要性については十分承知しつつも、ひかり協会が行っている各種の公益事業の重要性に鑑み、管下市区町村にひかり協会から被害者の転居先情報に関する照会があったときには、上記のような運用が可能であることも十分に勘案していただいたうえで、各都道府県におかれましては、ひかり協会への協力が得られるよう、管下市区町村に対して周知するとともに、必要な調整等を行っていただくことにつき、特段のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

## (利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 (略)

## 平成26年度 リスクコミュニケーション等実績一覧

### ●意見交換会等

平成27年2月末現在  
(予定含む)

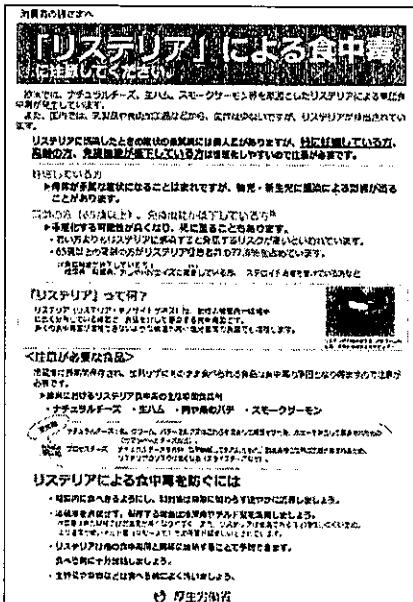
開催日		テーマ	対象者	主催等	開催地
7月	31日	帰ってきた!!ハサップ博士と行く、食品衛生ミステリーツアー	小学生保護者	東海北陸厚生局 静岡県	静岡県 裾野市
8月	19日	宇宙食を作る衛生技術を学ぶ夏休み食品工場見学会 ～JAXA(宇宙航空研究開発機構)の方からお話を聞いて、ハサップによるジャム作りを体験しよう！～	小学生保護者	中国四国厚生局 広島県	広島県 竹原市
	25日	食品の安心・安全フォーラム 食品中の放射性物質に関する現状と課題～正確な理解のために～	一般消費者	食品関係4府省 京都府 京都市	京都市 京都市
	28日	夏休み 親子で学ぼう輸入食品 ～どのように外国から食べ物がやって来るのか見に行こう！～	小学生保護者	厚生労働省 東京検疫所 大田区保健所	東京都 江東区
9月	16日	食品に関するリスクコミュニケーション ～知ろう、考えよう、農薬のこと～	一般消費者	食品関係5府省	東京都 千代田区
12月	10日	食品に関するリスクコミュニケーション 食品中の放射性物質に対する取組について	一般消費者	食品関係4省庁 神奈川県	神奈川県 横浜市
	17日	食品に関するリスクコミュニケーション 食品中の放射性物質に対する取組について	一般消費者	食品関係4省庁 岩手県	岩手県 盛岡市
1月	15日	食品安全・安心セミナー 食品中の放射性物質に関する現状と課題～生産現場の取組から～	一般消費者	食品関係4省庁 宮城県	宮城県 仙台市
	23日	食品に関するリスクコミュニケーション 食品中の放射性物質に対する取組について	一般消費者	食品関係4省庁 長野県	長野県 長野市
	26日	食品に関するリスクコミュニケーション ～輸入食品の安全性確保に関する意見交換会～	一般消費者	厚生労働省	大阪府 大阪市
	29日	食品に関するリスクコミュニケーション ～輸入食品の安全性確保に関する意見交換会～	一般消費者	厚生労働省	東京都 中央区
2月	12日	食品に関するリスクコミュニケーション 食品中の放射性物質に対する取組について ～子どもの食事への不安を考える～	一般消費者	食品関係4省庁 福島県	福島県 いわき市
	24日	HACCP(ハサップ)に関する説明会～HACCPをご存じですか？～	一般消費者	厚生労働省	東京都 中央区
	26日	HACCP(ハサップ)に関する説明会～HACCPをご存じですか？～	一般消費者	厚生労働省	大阪府 大阪市
3月	23日	食品に関するリスクコミュニケーション 健康食品の安全性や機能性に関する意見交換会 ※予定	一般消費者	厚生労働省 消費者庁	東京都 渋谷区
	25日	食品に関するリスクコミュニケーション 健康食品の安全性や機能性に関する意見交換会 ※予定	一般消費者	厚生労働省 消費者庁	大阪府 大阪市

## ●啓発資料の作成

アニサキス(寄生虫)に関する食中毒予防  
(リーフレット)



リステリア(食中毒菌)に関する食中毒予防  
(リーフレット)



食肉等の生食及び加熱不十分による食中毒予防  
(リーフレット)



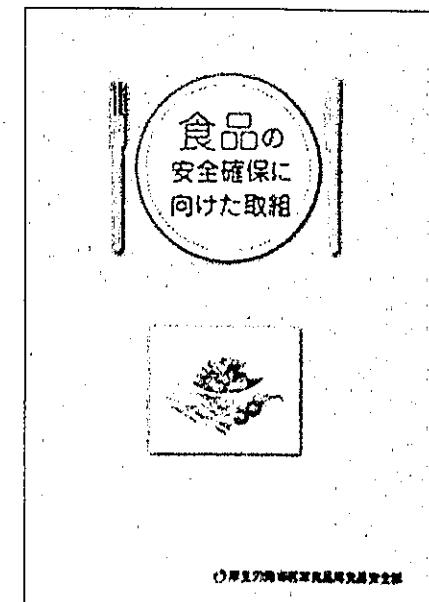
食肉等による食中毒予防  
(ポスター)



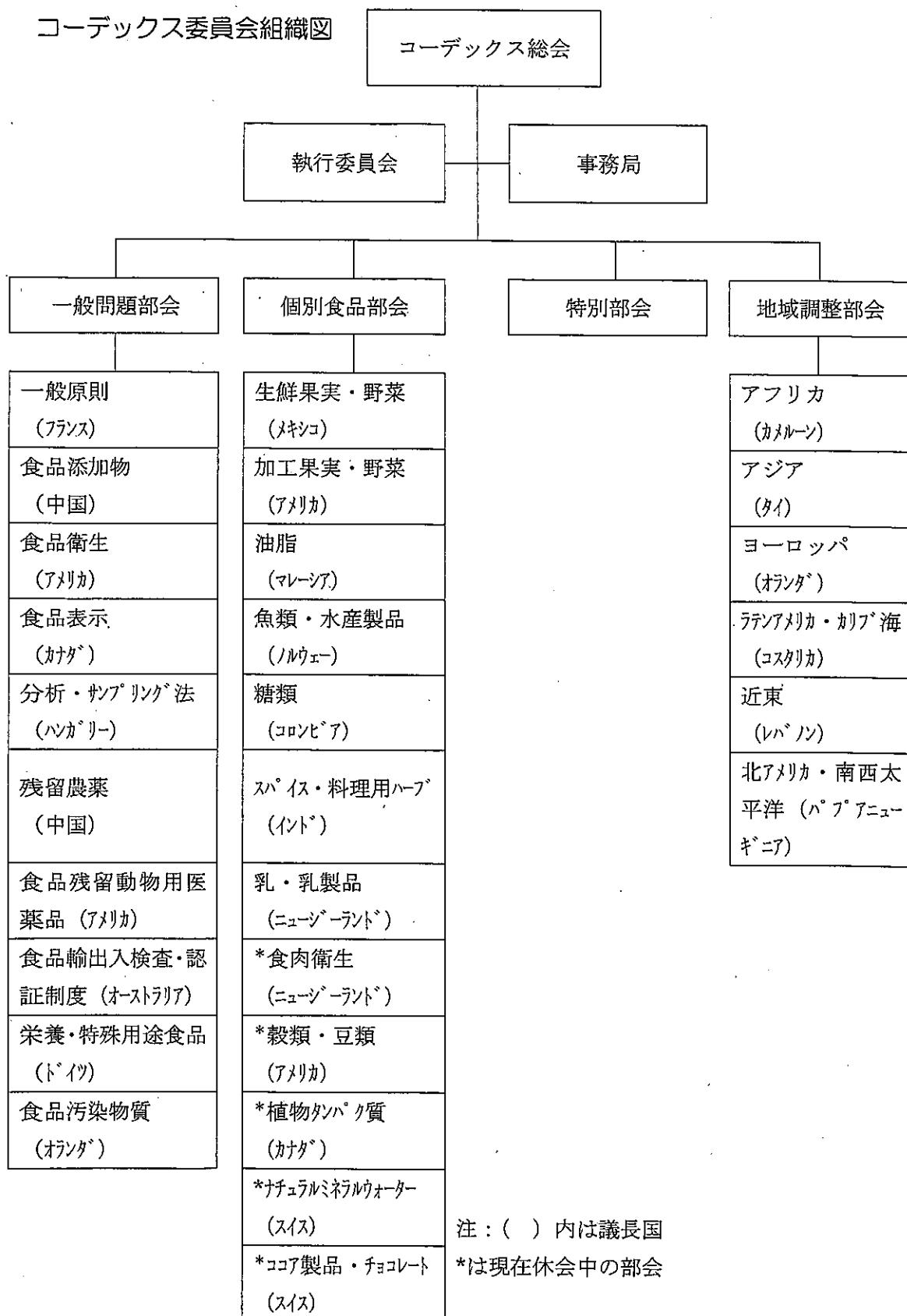
(両面リーフレット)



食品の安全確保に向けた取組(計16ページ)  
(パンフレット)



コーデックス委員会組織図



**年次・年度別の届出・検査・違反状況**

区分 年 (注5)	届出件数	対前年比	輸入重量	検査総数 (注1)	割合 (注2)	検査内訳					違反件数	割合 (注2)	
						行政検査	割合 (注2)	登録検査 機関検査 (注3, 4)	割合 (注2)	外国公的検査 機関検査			
昭和40年 (1965)	94,986	%	千トン 12,765	件	%	件 5,574	% 5.9	件	%	件	% 679	% 0.7	
50 (1975)	246,507		20,775			21,461	8.7				1,634	0.7	
56 (1981)	346,711	110.4	23,057	39,026	11.3	20,887	6.0	20,528	5.9		964	0.3	
57 (1982)	319,617	92.2	21,484	34,447	10.8	17,012	5.3	20,215	6.3		569	0.2	
58 (1983)	334,829	104.8	21,924	32,835	9.8	16,100	4.8	19,623	5.9	413	0.1	469	0.1
59 (1984)	364,227	108.8	22,465	36,062	9.9	16,762	4.6	22,263	6.1	853	0.2	444	0.1
60 (1985)	384,728	105.6	22,665	39,817	10.3	14,892	3.9	26,054	6.8	1,904	0.5	308	0.1
61 (1986)	477,016	124.0	22,284	57,553	12.1	20,451	4.3	37,434	7.8	4,127	0.9	558	0.1
62 (1987)	550,568	115.4	22,055	72,115	13.1	26,774	4.9	44,944	8.2	6,332	1.2	572	0.1
63 (1988)	655,806	119.1	21,924	99,659	15.2	24,306	3.7	58,663	8.9	23,905	3.6	1,000	0.2
平成元年 (1989)	682,182	104.0	21,866	123,294	18.1	23,613	3.5	70,033	10.3	38,974	5.7	956	0.1
2 (1990)	678,965	99.5	21,731	119,345	17.6	25,091	3.7	59,063	8.7	47,674	7.0	993	0.1
3 (1991)	720,950	106.2	23,704	120,701	16.7	30,102	4.2	67,063	9.3	38,411	5.3	968	0.1
4 (1992)	779,460	108.1	25,035	124,572	16.0	45,632	5.9	72,789	9.3	21,377	2.7	1,051	0.1
5 (1993)	848,319	108.8	25,462	124,578	14.7	43,960	5.2	72,396	8.5	19,242	2.3	798	0.1
6 (1994)	963,359	113.6	30,594	132,659	13.8	48,446	5.0	74,619	7.7	21,252	2.2	1,126	0.1
7 (1995)	1,052,030	109.2	28,268	141,128	13.4	80,787	5.8	74,634	7.1	19,760	1.9	948	0.1
8 (1996)	1,117,044	106.2	26,068	119,630	10.7	80,142	5.4	62,385	5.6	6,385	0.6	781	0.1
9 (1997)	1,182,816	105.9	28,906	98,774	8.4	41,922	3.5	55,675	4.7	6,395	0.5	775	0.1
10 (1998)	1,276,994	108.0	29,150	104,918	8.2	48,439	3.8	55,911	4.4	6,553	0.5	881	0.1
11 (1999)	1,404,110	110.0	28,928	108,515	7.7	49,289	3.5	62,276	4.4	4,111	0.3	948	0.1
12 (2000)	1,550,925	110.5	30,034	112,281	7.2	52,244	3.4	63,789	4.1	3,796	0.2	1,037	0.1
13 (2001)	1,607,011	103.6	32,508	109,733	6.8	45,353	2.8	66,620	4.1	4,861	0.3	992	0.1
14 (2002)	1,618,880	100.7	33,202	136,087	8.4	63,689	3.9	78,327	4.8	6,379	0.4	972	0.1
15 (2003)	1,683,176	104.0	34,162	170,872	10.2	70,233	4.2	107,257	6.4	5,957	0.4	1,430	0.1
16 (2004)	1,791,224	106.4	34,270	188,904	10.5	65,119	3.6	127,294	7.1	6,181	0.3	1,143	0.1
17 (2005)	1,864,412	104.1	33,782	189,362	10.2	66,147	3.5	125,083	6.7	7,919	0.4	935	0.1
18 (2006)	1,859,281	99.7	34,096	198,936	10.7	61,811	3.3	139,991	7.5	6,953	0.4	1,530	0.1
19 (2007)	1,797,086	96.7	32,261	198,542	11.0	58,299	3.2	144,846	8.1	5,818	0.3	1,150	0.1
20 (2008)	1,759,123	97.9	31,551	193,917	11.0	58,706	3.3	140,878	8.0	6,208	0.4	1,150	0.1
21 (2009)	1,821,269	103.5	30,605	231,638	12.7	56,518	3.1	184,726	10.1	5,925	0.3	1,559	0.1
22 (2010)	2,001,020	109.9	31,802	247,047	12.3	57,359	2.9	195,954	9.8	6,200	0.3	1,376	0.1
23 (2011)	2,096,127	104.8	33,407	231,776	11.1	58,941	2.8	180,023	8.6	5,546	0.3	1,257	0.1
24 (2012)	2,181,495	104.1	32,156	223,380	10.2	62,432	2.9	168,475	7.7	4,273	0.2	1,053	0.0
25 (2013)	2,185,480	100.2	30,982	201,198	9.2	60,599	2.8	147,852	6.8	4,493	0.2	1,043	0.0

注1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的検査機関検査の合計から重複を除いた数値

注2 ( )内の数値については、登録検査機関検査のうちの検査命令の件数

注3 昭和40年～平成18年までは年次、平成19年以降は年度

注4 局衛生研究所検査分を含む

注5 年次

生産・製造国別の届出・検査・違反状況

国名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
アジア州(ロシア領を含まない)						
大韓民国	1,174,262	9,080,824	127,139	1,144,776	548	3,229
中華人民共和国	130,562	806,911	7,074	22,290	36	41
台湾	676,475	4,054,887	79,287	689,428	244	1,608
モンゴル	28,218	198,765	3,154	11,951	19	59
香港	17	31	1	1	0	0
ベトナム	3,379	9,213	518	757	4	0
タイ	51,997	368,523	14,811	87,067	69	371
シンガポール	144,870	1,541,592	11,935	217,811	74	613
マレーシア	9,327	217,353	369	4,933	1	0
ブルネイ	17,104	129,543	1,305	5,430	4	8
フィリピン	4	40	0	0	0	0
インドネシア	35,633	1,172,819	2,130	30,850	13	25
カンボジア	38,725	280,863	2,300	21,520	23	35
ラオス	393	37	6	2	1	1
ミャンマー	452	8,397	69	1,535	3	20
インド	2,225	42,304	493	20,129	6	41
パキスタン	14,888	161,829	2,376	24,012	27	286
スリランカ	549	6,793	89	1,086	6	2
モルディブ	11,054	20,335	291	851	6	115
バングラデシュ	418	1,569	0	0	0	0
東ティモール	841	3,301	64	134	3	2
マカオ	11	175	1	17	0	0
アフガニスタン	6	1	0	0	0	0
ネパール	1	0	0	0	0	0
ブータン	426	201	60	29	2	1
イラン	61	5	2	0	0	0
バーレーン	335	2,038	113	433	0	0
サウジアラビア	83	1,312	2	33	0	0
オマーン	25	340	5	3	0	0
イスラエル	401	1,453	250	730	0	0
ヨルダン	2,507	37,821	278	3,390	3	0
シリア	11	4	0	0	0	0
レバノン	14	1	4	0	0	0
アラブ首長国連邦	93	39	12	1	1	0
ヨルダン川西岸及びガザ	321	4,625	30	208	1	0
イエメン	33	44	1	0	0	0
アゼルバイジャン	27	278	6	72	0	0
アルメニア	15	9	0	0	0	0
ウズベキスタン	61	23	0	0	0	0
カザフスタン	15	11	6	0	1	0
キルギス	4	13	1	13	0	0
タジキスタン	1	2	0	0	0	0
グルジア	3	0	3	0	0	0
日本	132	113	15	33	0	0
	2,545	7,213	78	30	1	0
欧州(ロシア領アジアを含む)	544,219	1,998,630	35,811	108,515	169	110
アイスランド	1,188	18,765	50	259	0	0
ノルウェー	15,220	91,946	885	3,078	2	9
スウェーデン	3,050	13,920	407	1,521	1	1
デンマーク	18,199	155,605	623	5,091	4	1
デンマーク(フェロー諸島のみ)	98	1,678	3	50	0	0
英國	27,142	43,471	1,604	1,005	8	1
アイルランド	1,554	13,140	50	203	0	0
オランダ	18,311	111,446	1,530	5,154	3	2
ベルギー	20,806	65,155	2,294	4,284	18	6
ルクセンブルク	123	30	26	15	0	0
フランス	206,054	433,497	10,206	42,420	31	5
モナコ	12	2	6	1	0	0
ドイツ	37,867	129,407	2,925	5,845	11	1
スイス	12,137	42,389	908	1,523	2	0
スイス(リヒテンシュタインのみ)	2	0	0	0	0	0
ポルトガル	7,475	37,886	484	205	2	0
スペイン	27,090	155,155	2,098	4,219	9	3
イタリア	103,860	342,272	7,519	11,087	52	18
サンマリノ	49	17	2	0	0	0
マルタ	244	3,792	39	3	0	0
フィンランド	4,462	11,351	452	537	0	0
ポーランド	7,184	36,609	1,150	1,521	0	0
ロシア連邦	5,830	138,018	360	9,381	0	0

生産・製造国別の届出・検査・違反状況

国名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
オーストリア	4,394	29,106	350	1,408	5	0
ハンガリー	4,273	15,494	208	431	0	0
セルビア	372	1,372	110	261	1	2
アルバニア	21	22	0	0	0	0
ギリシャ	1,985	15,663	163	948	0	0
ルーマニア	1,452	494	64	136	0	0
ブルガリア	1,464	1,585	118	111	0	0
キプロス	76	108	17	40	0	0
トルコ	7,670	71,923	747	3,501	19	60
エストニア	120	94	1	7	0	0
ラトビア	232	594	43	16	1	0
リトアニア	236	461	18	63	0	0
ウクライナ	261	12,213	28	3,996	0	0
ベラルーシ	36	1	36	1	0	0
モルドバ	101	94	25	29	0	0
クロアチア	298	1,666	48	105	0	0
スロベニア	277	61	22	2	0	0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	17	1	3	0	0	0
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	75	637	20	8	0	0
チェコ	2,027	1,039	133	19	0	0
スロバキア	827	450	27	28	0	0
モンテネグロ	48	1	9	0	0	0
北米州(ハワイを含む)	301,131	15,031,016	28,364	3,826,372	229	66,279
グリーンランド(丁)	115	2,496	9	140	0	0
カナダ	28,256	4,221,095	2,290	92,483	14	779
アメリカ合衆国	241,522	10,119,480	21,371	3,660,065	196	65,174
メキシコ	26,207	592,821	4,245	61,318	10	79
グアテマラ	2,015	57,575	240	7,286	2	8
ホンジュラス	268	8,646	26	562	3	7
ベリーズ	120	2,348	9	228	0	0
エルサルバドル	226	8,785	20	764	0	0
ニカラグア	304	6,181	42	2,504	2	208
コスタリカ	427	6,217	59	771	1	0
パナマ	93	1,713	4	33	1	23
バーミュダ(英)	9	45	0	0	0	0
バハマ	7	9	0	0	0	0
ジャマイカ	241	914	8	26	0	0
バルバドス	16	3	0	0	0	0
トリニダード・トバゴ	18	58	4	6	0	0
キューバ	77	496	13	130	0	0
ハイチ	12	18	1	0	0	0
ドミニカ共和国	71	869	9	53	0	0
エルトリコ	1,058	1,182	13	3	0	0
米領ヴァージン諸島	10	1	0	0	0	0
蘭領アンティール	6	2	0	0	0	0
仮領西インド諸島(含Guadeloupe)	11	52	1	0	0	0
仮領西インド諸島(除Guadeloupe)	33	8	0	0	0	0
グレナダ	2	1	0	0	0	0
セントルシア	2	0	0	0	0	0
アンティグア・バーブーダ	2	0	0	0	0	0
ドミニカ	1	0	0	0	0	0
英領アンギラ	2	1	0	0	0	0
南米州	67,123	1,968,657	4,741	108,271	51	581
コロンビア	2,072	71,166	243	7,285	5	8
ペネズエラ	125	1,960	78	1,859	1	25
ガイアナ	20	45	0	0	0	0
スリナム	93	513	11	33	0	0
エクアドル	3,212	64,266	235	4,669	1	25
ペルー	3,986	41,130	483	4,764	8	36
ボリビア	150	4,488	80	2,892	1	23
チリ	22,682	318,219	1,165	15,124	4	24
ブラジル	28,690	1,300,335	1,758	43,625	23	41
パラグアイ	169	41,517	124	11,193	4	315
ウルグアイ	1,790	2,437	18	81	0	0
アルゼンチン	4,132	122,534	546	16,745	4	86
フォークランド諸島及びその附属諸島(英)	2	46	0	0	0	0
アフリカ州	12,891	446,577	1,703	124,232	31	785
モロッコ	1,257	23,022	69	1,093	1	1

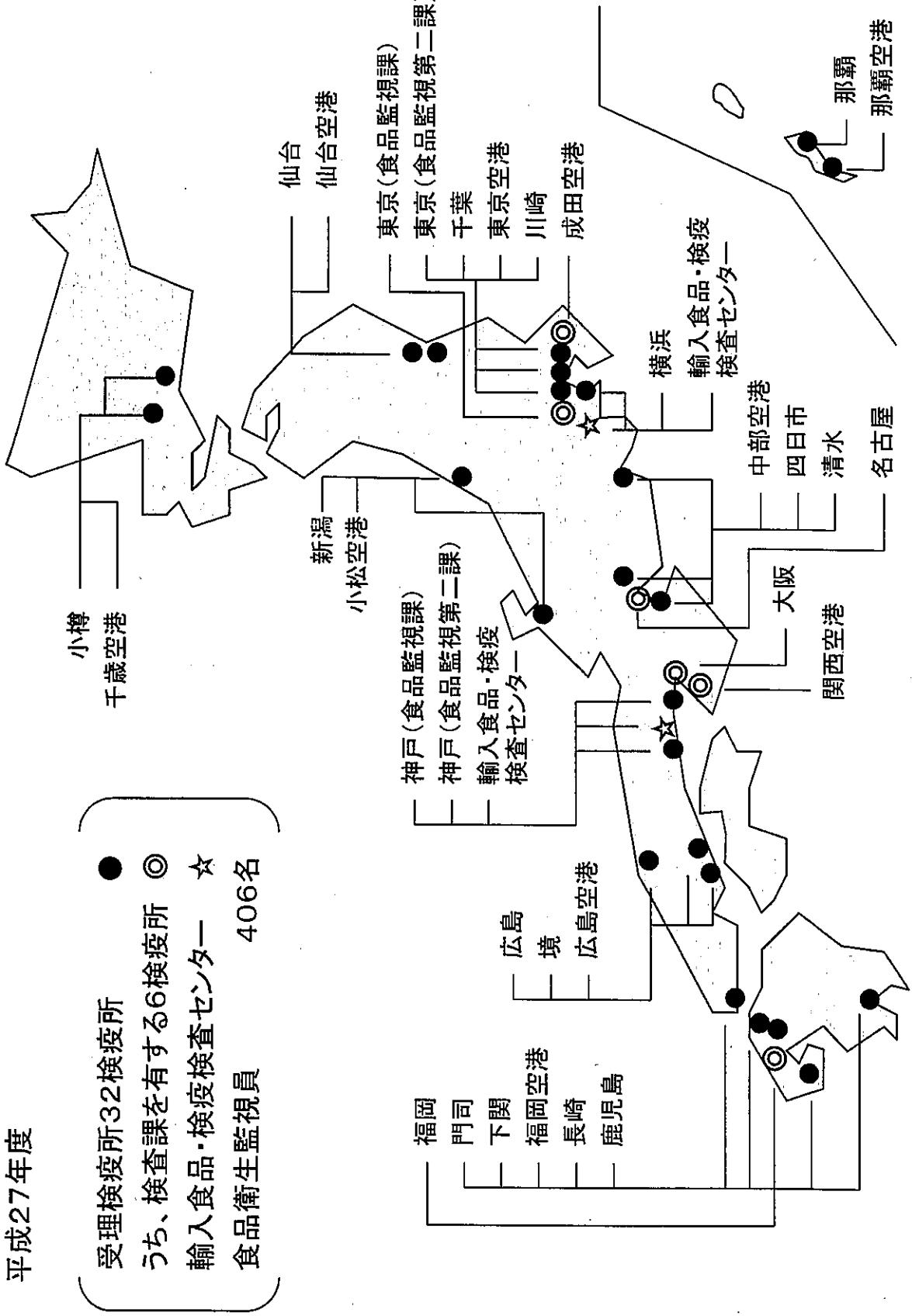
**生産・製造国別の届出・検査・違反状況**

国名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
チュニジア	894	2,653	103	37	0	0
リビア	1	111	0	0	0	0
エジプト	429	7,790	35	784	0	0
スーダン	9	163	9	163	1	18
西サハラ	6	148	0	0	0	0
モーリタニア	421	19,332	14	613	0	0
セネガル	127	1,447	5	40	0	0
コートジボワール	106	2,904	18	724	2	75
ガーナ	652	31,757	455	28,355	9	375
トーゴ	3	0	0	0	0	0
マリ	4	0	0	0	0	0
ブルキナファソ	153	25,293	16	2,376	0	0
カナリー諸島(西)	7	8	0	0	0	0
ナイジェリア	343	38,293	85	11,333	0	0
ルワンダ	28	367	2	38	0	0
カメルーン	32	551	18	240	2	24
コンゴー民主共和国	5	13	0	0	0	0
ブルンジ	15	172	1	18	0	0
セントヘレナ及びその附属諸島(英)	12	76	0	0	0	0
エチオピア	795	25,428	91	2,839	5	4
ケニア	302	2,104	40	162	0	0
ウガンダ	109	2,212	39	909	2	19
タンザニア	468	25,214	56	6,040	3	190
セーシェル	321	7,922	0	0	0	0
モザンビーク	122	4,442	10	491	0	0
マダガスカル	144	349	19	54	0	0
モーリシャス	166	1,461	14	64	0	0
レユニオン	19	135	0	0	0	0
ナミビア	38	612	1	0	0	0
南アフリカ共和国	5,837	221,748	593	67,769	6	79
レソト	8	72	1	9	0	0
マラウイ	44	514	9	82	0	0
ザンビア	1	3	0	0	0	0
スワジランド	13	260	0	0	0	0
太平洋州(ハワイを含まない)	85,854	2,456,666	3,440	110,027	15	75
オーストラリア	54,157	2,060,502	1,887	94,506	9	37
パプアニューギニア	213	4,553	12	397	0	0
ニュージーランド	27,295	355,982	1,490	14,987	3	38
クック諸島	69	1,485	4	16	0	0
ニウエ島(ニュージーランド)	7	24	2	6	0	0
サモア	11	92	1	16	0	0
バヌアツ	568	12,633	0	0	0	0
フィジー	1,279	6,533	4	0	0	0
ソロモン	156	318	1	1	0	0
トンガ	62	1,317	1	8	0	0
キリバス	76	1,238	6	1	2	0
ニュー・カレドニア(仏、含Chester)	209	3,410	16	61	1	0
仏領ポリネシア	60	132	5	11	0	0
グアム(米)	648	1,969	2	1	0	0
ツバル	44	836	0	0	0	0
マーシャル	216	3,557	0	0	0	0
ミクロネシア	25	415	0	0	0	0
北マリアナ諸島(米)	34	0	3	0	0	0
パラオ(国連信託米統治)	725	1,670	6	14	0	0
総計	2,185,480	30,982,370	201,198	5,422,192	1,043	71,059

# 厚生労働省検疫所輸入食品監視窓口一覧

平成27年度

受理検疫所32検疫所  
うち、検査課を有する6検疫所 ◎  
輸入食品・検疫検査センター ☆  
食品衛生監視員 406名



# エボラ出血熱に対する検疫体制

## 【検疫所における取組】

- 出入国者には、エボラ出血熱の発生状況等について注意喚起を実施。
- 入国者には、空港において日頃から実施しているサーモグラフィーによる体温測定に加え、複数力国語ボスターや検疫官の呼びかけ等によって流行国に滞在した場合にはその旨の自己申告を促し、問診、健康相談等を実施。
- 各航空会社に対して、流行国に21日以内に滞在した乗客は、空港到着後、検疫官に自己申告するようお願いする旨の機内アナウンスの協力を依頼。
- このほか、流行国への滞在歴等が把握できた在留邦人に對しては、企業・団体等を通じ、エボラ出血熱の予防などの必要な情報の提供や、帰国時における検疫所への自己申告のお願いなどを実施。
- ギニア、リベリア及びシエラレオネへの21日以内の滞在歴が把握された者については、1日2回健康状態を確認。可能な限り、過去21日の流行国の滞在歴を確認することができます。また、検疫体制の一層の強化を行い、各空港における検疫所と入国管理局の連携を強化(各海港においても検疫所と入国管理局の連携等を強化)。

## 【検疫所と都道府県等との連携】

- 健康監視対象者に発熱等の症状が出た場合により迅速に対応するため、健康監視対象者に関する情報を事前に検疫所から都道府県等へ提供しており、連携のもとにに対応。

# 西アフリカで エボラ出血熱が発生しています！

WHOの情報によると、西アフリカ3カ国(ギニア、リベリア及びシェラレオネ)においてエボラ出血熱が発生し、23,825名の患者が報告され、このうち9,660名が死亡しました。(2015年2月27日現在)

## <患者等の発生状況>

### ○ギニア

3,190名(2,113名)

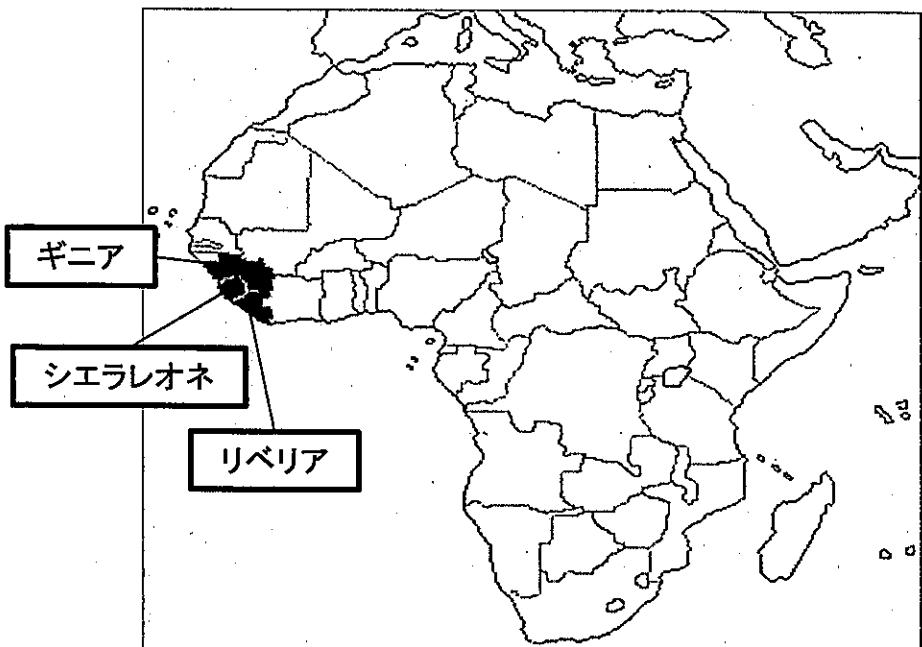
### ○リベリア

9,265名(4,057名)

### ○シェラレオネ

11,370名(3,490名)

※括弧内は死者数を再掲。



エボラ出血熱 は、ウイルスに感染した動物やヒトに接触することにより感染し、死亡率の高い(25~90%)病気です。

潜伏期間は、2~21日(通常は7日程度)で突然の発熱、疲労感、筋肉痛、頭痛、咽頭(のど)痛で発症します。それに引き続き、嘔吐、下痢、腎機能や肝機能の低下がみられ、進行すると全身に出血傾向がみられ死亡します。

西アフリカ3カ国(ギニア、リベリア及びシェラレオネ)  
から帰国された方へ

念のため、健康状態等をお尋ねいたしますので、必ず、お近くの検疫官にお申し出ください。

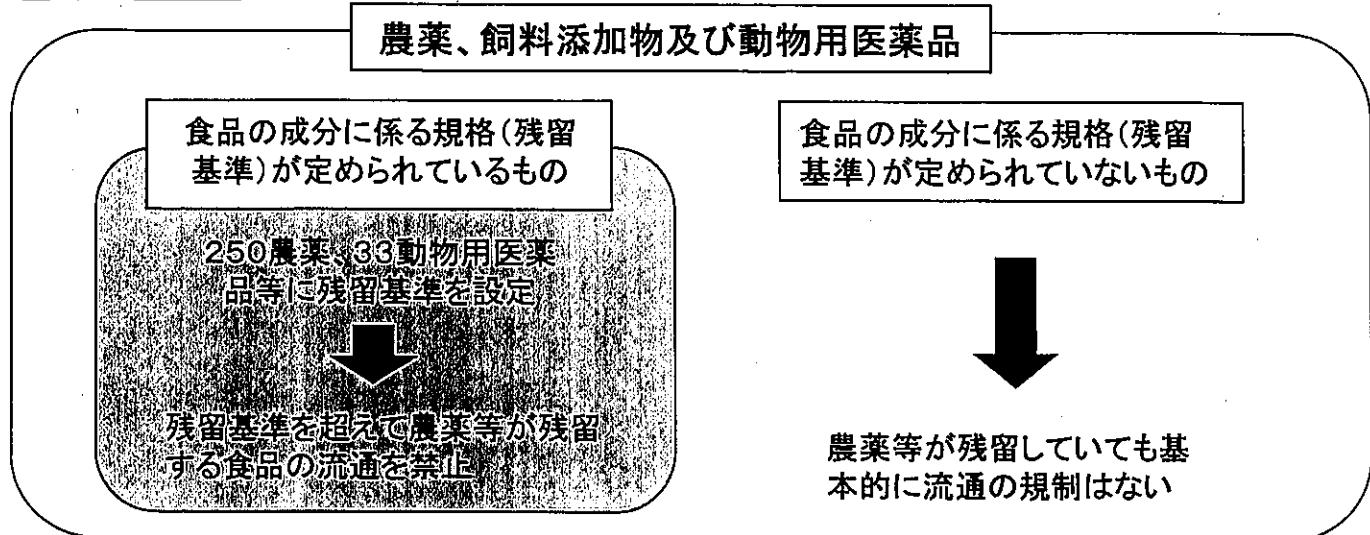


厚生労働省 検疫所

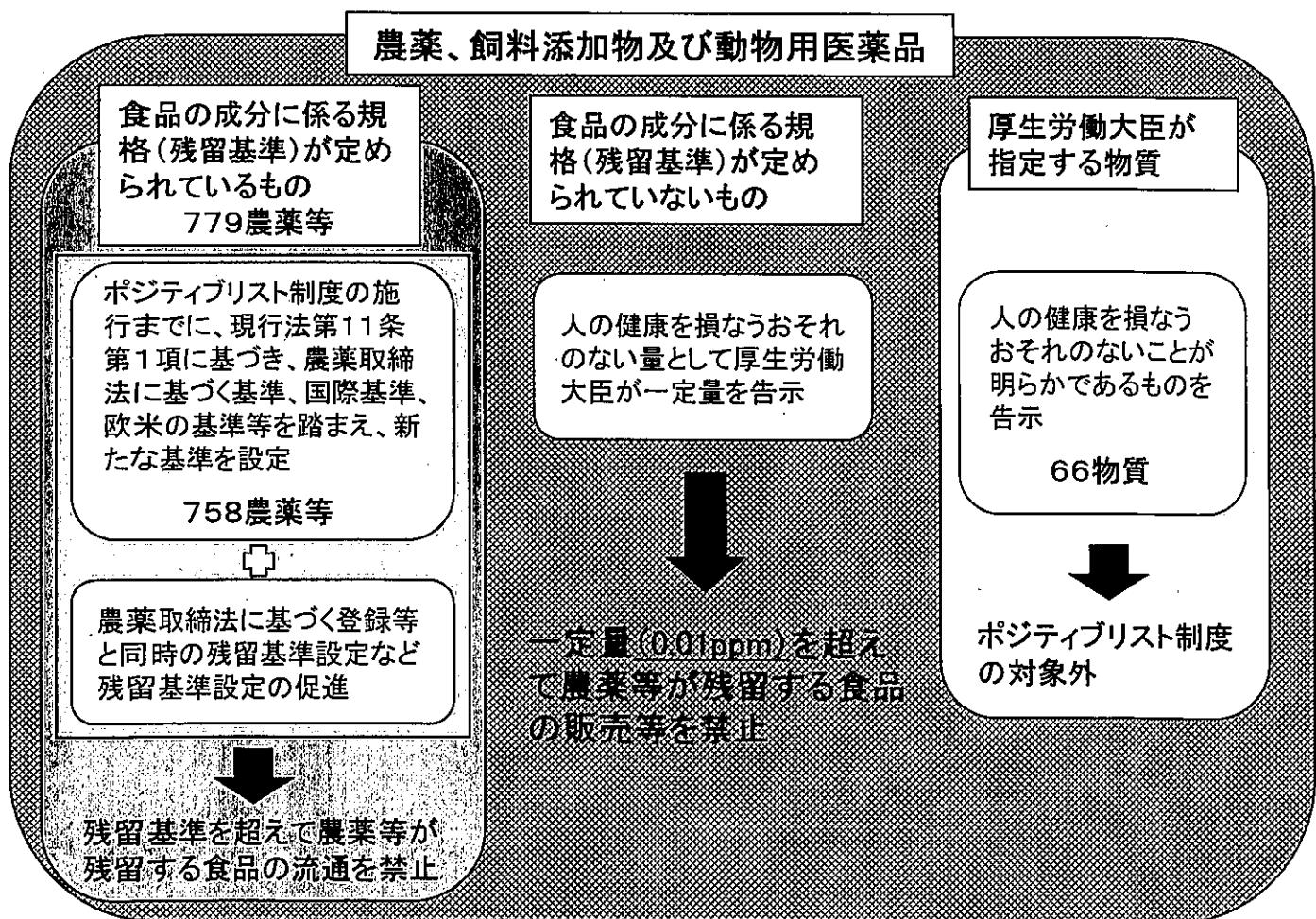
# 食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度

(改正食品衛生法第11条関係)

## 【従来の規制】



## 【ポジティブリスト制度施行後】……平成18年5月29日施行



(注1)平成17年11月29日付けで関係告示を公布。

(注2)品目数は、平成26年12月末現在。

食安発1222第1号  
平成26年12月22日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長  
(公印省略)

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第141号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第482号）が本日公布され、これにより乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、その改正の概要等は下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

### 記

#### 第1 改正の概要

ミネラルウォーター類は、水のみを原料としていることから、その製造において殺菌又は除菌以外の処理を行わないものがほとんどであるため、これまでの原水基準と成分規格の双方による規制は、必ずしも必要ではなく、後者のみにより規制することが合理的であることから、その規制の内容の見直しを行った。また、現行の水道法で規定される水質基準等とも乖離が生じていたため、コーデックス委員会におけるナチュラルミネラルウォーター等の規格の設定及び我が国の水道法の水質基準改正の動きを受け、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に基づき、乳等省令及び告示の一部を改めた。

#### 第2 改正の内容

- 1 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令  
別表中「飲用適の水」を「食品製造用水」に、「飲用適の流水」を「流水（食品製造用水に限る。）」に改めたこと。
- 2 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件

- (1) 「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の製造基準において規定されていた「飲用適の水」の基準を「食品一般の製造、加工及び調理基準」において規定し、その名称を「食品製造用水」としたこと。
- また、告示中「飲用適の水」を「食品製造用水」に、「飲用適の流水」を「流水（食品製造用水に限る。）」に、「飲用適の冷水」を「冷水（食品製造用水に限る。）」に改めたこと。
- (2) 「ミネラルウォーター類」について、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」と、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」に区分し、それぞれに規格基準を設定したこと。
- (3) 「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」について、成分規格として別紙1のとおり規定したこと。
- (4) 「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」について、成分規格として別紙2のとおり規定したこと。
- なお、その際、製造基準として、泉源の衛生性等に関する規定を別紙3のとおり規定したこと。
- (5) 「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の製造基準における原水（飲用適の水）に係る規定を削除し、原料として用いる水として、水道水の他に「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」又は「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の成分規格等を満たす水を規定したこと。
- (6) 清涼飲料水及び粉末清涼飲料におけるカドミウムの成分規格を削除したこと。
- (7) 清涼飲料水及び粉末清涼飲料におけるスズの成分規格を金属製容器包装入りのものに限定して適用したこと。
- (8) 清涼飲料水の成分規格において規定されていたパツリンに係る試験法を削除し、別途通知で示すこととしたこと。

### 第3 施行・適用期日

#### 1 乳等省令

公布日から施行されるものであること。

#### 2 告示

公布日から適用されるものであること。ただし、平成27年12月31日までに製造され、又は輸入される清涼飲料水及び粉末清涼飲料については、なお従前の例によることが可能のこと。

### 第4 運用上の注意

- 1 乳等省令及び告示の「飲用適の水」に係る改正は、あくまで法令上の整理を行うものであり、個別食品の製造基準等に変更を生じるものではないこと。
- 2 告示の化学物質等に係る試験法の削除は、分析技術の進歩に迅速に対応するためのものであり、別途通知により示される化学物質等の試験法については従前と同等の運用がなされるものであること。

3 原料として用いる水は、水源から取水した時点の水ではなく、製造において原料として用いる時点の水をいうものであること。

## 第5 その他の留意事項

- 1 ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水及び粉末清涼飲料に係るカドミウムの成分規格を削除したのは、「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」におけるカドミウム含有量の調査の結果、これらを通じたカドミウム摂取は非常に限られているためである。
- 2 今回の改正において、スズの含有量の規定は金属製容器包装入りの清涼飲料水及び粉末清涼飲料にのみ適用するものとしているが、これは同食品中のスズは専ら容器包装として用いる金属から溶出することによる。
- 3 既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、「飲用適の水」や「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」と読み替えるなど、必要な読み替えを行った上で、引き続き適用されることであること。

<別紙1>

ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の化学物質等の成分規格

物質名	ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格
亜鉛	5 mg/l 以下
カドミウム	0.003 mg/l 以下
水銀	0.0005 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下
銅	1 mg/l 以下
鉛	0.05 mg/l 以下
バリウム	1 mg/l 以下
ヒ素	0.05 mg/l 以下
マンガン	2 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
亜塩素酸	0.6 mg/l 以下
塩素酸	0.6 mg/l 以下
クロロホルム	0.06 mg/l 以下
残留塩素	3 mg/l 以下
シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
1, 4-ジオキサン	0.04 mg/l 以下
ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/l 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下 (シス体とトランス体の和として)

ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下
臭素酸	0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.004 mg/l 以下
トルエン	0.4 mg/l 以下
フッ素	2 mg/l 以下
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下
ブロモホルム	0.09 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
ホウ素	30 mg/l 以下 (ホウ酸として)
ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下
有機物等（全有機炭素）	3 mg/l 以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5 度以下
濁度	2 度以下

(注) 「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原料として用いる場合には、鉄が 0.3 mg/l 以下、カルシウム、マグネシウム等（硬度）が 300 mg/l 以下でなければならないとする製造基準が適用される。

<別紙2>

ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の化学物質等の成分規格

物質名	ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の成分規格
亜鉛	5 mg/1 以下
カドミウム	0.003 mg/1 以下
水銀	0.0005 mg/1 以下
セレン	0.01 mg/1 以下
銅	1 mg/1 以下
鉛	0.05 mg/1 以下
バリウム	1 mg/1 以下
ヒ素	0.05 mg/1 以下
マンガン	2 mg/1 以下
六価クロム	0.05 mg/1 以下
シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01 mg/1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/1 以下
フッ素	2 mg/1 以下
ホウ素	30 mg/1 以下 (ホウ酸として)

(注) 「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原料として用いる場合には、鉄が 0.3 mg/1 以下、カルシウム、マグネシウム等（硬度）が 300 mg/1 以下でなければならないとする製造基準が適用される。

<別紙3>

ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の製造基準

- a 原水は、自然に、又は掘削によって地下の帶水層から直接得られる鉱水のみとし、泉源及び採水地点の環境保全を含め、その衛生確保に十分に配慮しなければならない。
- b 原水は、その構成成分、湧出量及び温度が安定したものでなければならない。
- c 原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであってはならない。  
ただし、別途成分規格が設定されている場合にあっては、この限りでない。
- d 原水は、病原微生物に汚染されたもの又は当該原水が病原微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものであってはならない。
- e 原水は、芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌、腸球菌、緑膿菌及び大腸菌群が陰性であり、かつ、<sup>のう</sup>1ml当たりの細菌数が5以下でなければならない。
- f 原水は、泉源から直接採水したものを自動的に容器包装に充填した後、密栓又は密封しなければならない。
- g 原水には、沈殿、ろ過、曝氣<sup>ばつ</sup>又は二酸化炭素の注入若しくは脱気以外の操作を施してはならない。
- h 採水から容器包装詰めまでを行う施設及び設備は、原水を汚染するおそれのないよう清潔かつ衛生的に保持されたものでなければならない。
- i 採水から容器包装詰めまでの作業は、清潔かつ衛生的に行わなければならない。
- j 容器包装詰め直後の製品は1ml当たりの細菌数が20以下でなければならない。
- k e及びjに係る記録は、6月間保存しなければならない。

平成17年11月2日  
(平成22年6月1日改訂)

## 妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
乳肉水産食品部会

### <魚介類の有益性>

魚介類（鯨類を含む。以下同じ。）は、良質なたんぱく質や、生活習慣病の予防や脳の発育等に効果があるといわれているEPA、DHA等の高度不飽和脂肪酸をその他の食品に比べ一般に多く含み、また、カルシウムを始めとする各種の微量栄養素の摂取源である等、健康的な食生活にとって不可欠で優れた栄養特性を有しています。

なお、魚介類を全く食べない集団では、高度不飽和脂肪酸が欠乏し、小児の知能低下や成人の心臓病のリスクが上昇することが報告されています。

### <魚介類の水銀>

魚介類は自然界の食物連鎖を通じて、特定の地域等にかかわりなく、微量の水銀を含有していますが、その含有量は一般に低いので健康に害を及ぼすものではありません。しかしながら、一部の魚介類については、食物連鎖を通じて、他の魚介類と比較して水銀濃度が高いものも見受けられます。

### <妊婦の方々へ>

近年、魚介類を通じた水銀摂取が胎児に影響を与える可能性を懸念する報告がなされています。この胎児への影響は、例えば音を聞いた場合の反応が1/1,000秒以下のレベルで遅れるようになるようなもので、あるとしても将来の社会生活に支障があるような重篤なものではありません。妊娠している方又は妊娠している可能性のある方（以下「妊婦」という。）は、次の事項に注意しつつ、魚介類を摂食するよう心がけてください。

わが国における食品を通じた平均の水銀摂取量は、食品安全委員会が公表した妊婦を対象とした耐容量の6割程度であって、一般に胎児への影響が懸念されるような状況ではありません。

魚介類は健やかな妊娠と出産に重要である栄養等のバランスのよい食事に欠かせないものです。本注意事項は、妊婦の方々に水銀濃度が高い魚介類を食べないように要請するものではありません。また、本注意事項は胎児の保護を第一に、食品安全委員会の評価を踏まえ、魚介類の調査結果等からの試算を基に作成しました。水銀濃度が高い魚介類を偏って多量に食べることは避けて、水銀摂取量を減らすことで魚食のメリットを活かすこととの両立を期待します。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

妊婦が注意すべき魚介類の種類とその摂食量（筋肉）の目安

摂食量（筋肉）の目安	魚介類
1回約80gとして妊婦は2ヶ月に1回まで (1週間当たり10g程度)	バンドウイルカ
1回約80gとして妊婦は2週間に1回まで (1週間当たり40g程度)	コビレゴンドウ
1回約80gとして妊婦は週に1回まで (1週間当たり80g程度)	キンメダイ メカジキ クロマグロ メバチ（メバチマグロ） エッチュウバイガイ ツチクジラ マッコウクジラ
1回約80gとして妊婦は週に2回まで (1週間当たり160g程度)	キダイ マカジキ エメカサゴ ミナミマグロ ヨシキリザメ イシイルカ クロムツ

(参考1) マグロの中でも、キハダ、ビンナガ、メジマグロ（クロマグロの幼魚）、ツナ缶は通常の摂食で差し支えありませんので、バランス良く摂食して下さい。

(参考2) 魚介類の消費形態ごとの一般的な重量は次のとおりです。

寿司、刺身	一貫又は一切れ当たり	15 g 程度
刺身	一人前当たり	80 g 程度
切り身	一切れ当たり	80 g 程度

目安の表に掲げた魚介類のうち複数の種類を食べる場合には、次のことに御留意ください。

例えば、表に「週に1回と記載されている魚介類」のうち、2種類または3種類を同じ週に食べる際には食べる量をそれぞれ2分の1または3分の1にするよう工夫しましょう。また、表に「週に1回と記載されている魚介類」及び「週に2回と記載されている魚介類」を同じ週に食べる際には、食べる量をそれぞれ2分の1にするといった工夫をしましょう。また、ある週に食べ過ぎた場合は次の週に量を減らしましょう（具体的な食べ方は、本注意事項に関するQ&Aの問12を御覧ください。）。

<子供や一般の方々へ>

今回の注意事項は胎児の健康を保護するためのものです。子供や一般の方々については、通常食べる魚介類によって、水銀による健康への悪影響が懸念されるような状況ではありません。健康的な食生活の維持にとって有益である魚介類をバランス良く摂取してください。

<正確な理解のお願い>

魚介類は一般に人の健康に有益であり、本日の妊婦への注意事項が魚介類の摂食の減少やいわゆる風評被害につながらないように正確に理解されることを期待します。

なお、今後とも科学技術の進歩にあわせて、本注意事項を見直すこととしています。

正確な御理解のために、本注意事項に関するQ&Aについても御参照をお願いします。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

## 国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている 添加物の取扱いについて

### 1) 国際汎用添加物（香料を除く。）・・・【別紙1】

- 平成14年当時、①国際的に安全性が確認され、かつ、②米国及びEU諸国等で汎用されている食品添加物（香料を除く。）に該当し、国際的に汎用されている45品目（当初46品目であったが、β-カロテンが対象より除外され、現在は45品目）（以下、「国際汎用添加物」）について、順次、指定の作業を進めており、平成26年12月末現在、6品目が未指定である。
- 国際汎用添加物の指定の手続は、通常の添加物同様、食品安全委員会での食品健康影響評価及び薬事・食品衛生審議会での規格基準等の審議を経て、告示により厚生労働大臣が指定する必要がある。
- 平成23年4月の閣議決定において、国際汎用添加物の指定手続の簡素化・迅速化についての決定がなされている。
- 平成24年7月の閣議決定において、追加資料の情報収集に要する時間を除き、指定までおおむね1年程度を標準とするロードマップを策定・公表し、処理を行うこととされ、同年9月にロードマップを公表した。

### 2) 国際汎用香料 ・・・【別紙2】

- 平成14年当時、国際汎用添加物と同様に①国際的に安全性が確認され、かつ、②米国及びEU諸国等で汎用されている食品添加物（香料）に該当し、国際的に汎用されている香料54品目（以下、「国際汎用香料」）について、順次、指定の作業を進めており、平成26年12月末現在、2品目が未指定である。

【別紙 1】 国際汎用添加物の指定等の状況（平成 26 年 12 月末現在）

① 指定済品目（39 品目）

1	亜酸化窒素	製造用剤
2~4	アルギン酸塩類（3 品目）	糊料
5	ステアリン酸カルシウム	強化剤、製造用剤
6	ナタマイシン	チーズの表面処理剤
7	ヒドロキシプロピルセルロース	製造用剤
8	L-アスコルビン酸カルシウム	酸化防止剤
9	ケイ酸カルシウム	固結防止剤
10	ポリソルベート 20	乳化剤
11	ポリソルベート 60	乳化剤
12	ポリソルベート 65	乳化剤
13	ポリソルベート 80	乳化剤
14	水酸化マグネシウム	食品製造用
15~25	加工デンプン（11 品目）	食品製造用
26	ナイシン	保存料
27	ステアロイル乳酸ナトリウム	乳化剤
28	ソルビン酸カルシウム	保存料
29	L-グルタミン酸アンモニウム	調味料
30	ケイ酸マグネシウム	ろ過助剤
31	リン酸一水素マグネシウム (リン酸二マグネシウム)	強化剤
32	サッカリンカルシウム	甘味料
33	乳酸カリウム	調味料、酸味料、pH 調整剤
34	硫酸カリウム	食塩代替品
35	酸化カルシウム	pH 調整剤、製造用剤
36	酢酸カルシウム	保存料、安定剤、pH 調整剤
37	イソプロパノール	溶剤
38	ポリビニルピロリドン	賦形剤、安定剤
39	$\beta$ -apo-8'-カロテナール	着色剤

※  $\beta$ -カロテン（Blackeslea triapora 由来）は、対象から除外された。

② 未指定品目（6 品目）

1~2	ケイ酸塩類（2 品目）	固結防止剤
3	カルミン	着色剤
4	酸性リン酸アルミニウムナトリウム	膨張剤
5	カンタキサンチン	着色剤
6	クエン酸三エチル	乳化剤、安定剤

【別紙2】 国際汎用香料の指定等の状況（平成26年12月末現在）

①指定済品目（52品目）

1	アセトアルデヒド
2	アミルアルコール
3	イソアミルアルコール
4	イソブタノール
5	イソプロパノール
6	2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン
7	2-エチル-3-メチルピラジン
8	2,3,5,6-テトラメチルピラジン
9	2,3,5-トリメチルピラジン
10	ブタノール
11	プロパノール
12	5-メチルキノキサリン
13	イソブチルアルデヒド
14	2-メチルブタノール
15	ブチルアルデヒド
16	イソバレルアルデヒド
17	バレルアルデヒド
18	2,3-ジメチルピラジン
19	2,5-ジメチルピラジン
20	2,6-ジメチルピラジン
21	2-エチルピラジン
22	2-メチルピラジン
23	2-ペンタノール
24	2-メチルブチルアルデヒド
25	プロピオニカルデヒド
26	6-メチルキノリン
27	5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン
28	3-メチル-2-ブタノール
29	イソペンチルアミン
30	2-エチル-5-メチルピラジン
31	ブチルアミン
32	フェネチルアミン
33	ピペリジン
34	ピロリジン
35	2,6-ジメチルピリジン
36	5-エチル-2-メチルピリジン
37	2-(3-フェニルプロピル)ピリジン
38	2,3-ジエチル-5-メチルピラジン
39	6,7-ジヒドロ-5-メチル-5Hシクロペンタピラジン
40	1-ペンテン-3-オール
41	3-メチル-2-ブテノール
42	ピラジン
43	3-メチル-2-ブテナール

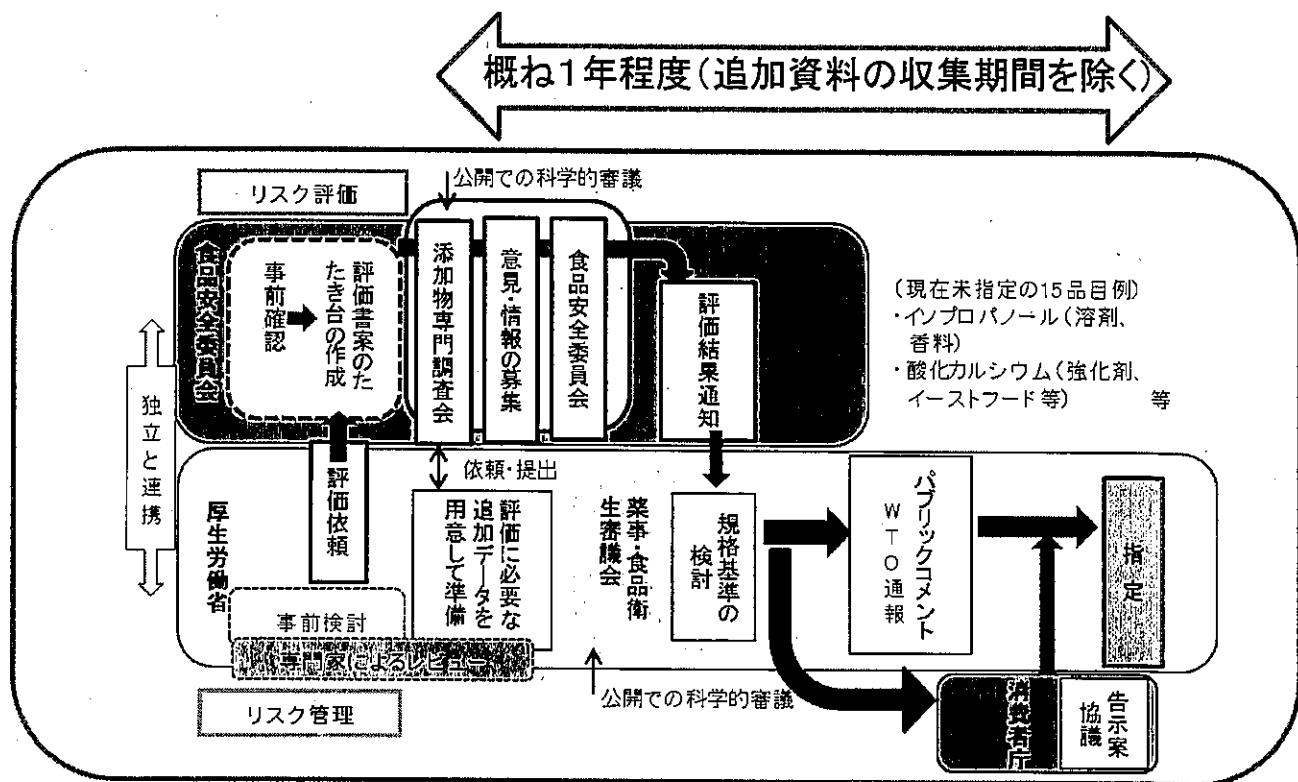
44	ピロール
45	イソキノリン
46	トリメチルアミン
47	2-エチル-6-メチルピラジン
48	(3-アミノ-3-カルボキシプロピル) ジメチルスルホニウム塩化物
49	<i>trans</i> -2-メチル-2-ブテナール
50	<i>trans</i> -2-ペンテナール
51	3-エチルピリジン
52	2,3-ジエチルピラジン

② 未指定品目 (2 品目)

1	アンモニウムイソバレレート
2	1-メチルナフタレン

## ■国際汎用添加物(15品目)の指定の流れ(ロードマップ)

(平成24年9月策定)



### ○規制・制度改革に係る方針（平成24年7月10日閣議決定）（抜粋）

国際汎用添加物のうち、いまだ指定がなされていない15品目について、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）に基づき実施した「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」のための措置を踏まえ、全ての品目について既に審議が開始されているところであり、このうち食品健康影響評価が終了している3品目については、平成24年度中を目途に指定する。

その他の12品目については、国際汎用添加物の早期指定に向けてリソースを充実させた上で、既に指定された国際汎用添加物の指定に要した期間を踏まえ、追加資料の収集に要する期間を除き、指定までおおむね1年程度を標準とする今後のロードマップを策定・公表し、処理する。

<平成24年度上期措置（3品目指定は平成24年度措置）> 【内閣府、厚生労働省】

既存添加物の安全性見直しの状況(平成26年12月末現在)

<b>既存添加物名簿収載品目数</b>	<b>365</b>
<b>1. 安全性評価済みの品目</b>	<b>249</b>
平成8年度厚生科学研究	35
平成11年度既存添加物の安全性評価に関する調査研究	13
平成15年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	14
平成16年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	8
平成18年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	5
平成19年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	4
平成20年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	7
平成21年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	4
平成22年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	1
平成23年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	1
平成25年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	3
国際的な評価が終了しているもの(JECFA、FDA等)	154
<b>2. 安全性情報を収集している品目</b>	<b>7</b>
<b>3. 基原、製法、本質等からみて安全と考えられ、早急に検討を行う必要はない品目</b>	<b>109</b>

<b>既存添加物名簿から消除された品目数</b>	<b>124</b>
流通実態が無く消除された品目	123
安全性に問題があるとされ消除された品目	1

## 乳及び乳製品の容器包装に係る試験法の改正 (有害試薬を使用しない試験法等への変更)

検査項目	試験法の変更内容の概要
原子吸光光度法	(分析精度向上) ・現行のフレーム方式のほかに、電気加熱(フレームレス)方式を追加。
(材質試験)カドミウム及び鉛	(有害試薬不使用) ・水銀を用いるポーラログラフ法を削除。 (分析精度向上) ・原子吸光光度法または誘導結合プラズマ発光強度測定法によることとする。 ・試験溶液の調整に塩酸処理を追加。
(材質・溶出試験)ヒ素	(有害試薬不使用) ・臭化第二水銀紙を使用しない方法へ変更。
(溶出試験)アンチモン	(分析精度向上) ・現行法から原子吸光光度法または誘導結合プラズマ発光強度測定法へ変更。
(溶出試験)ゲルマニウム	(有害試薬不使用及び分析精度向上) ・四塩化炭素を用いる試験法を削除し、現行法から原子吸光光度法または誘導結合プラズマ発光強度測定法へ変更。
(材質試験)塩化ビニル	(分析精度向上) ・ガスクロマトグラフィー用カラムをキャピラリーカラムに変更し、定性試験、定量試験の操作条件等を変更。
(材質試験)揮発性物質	(分析精度向上) ・ガスクロマトグラフィーによる測定から、誘導体をガスクロマトグラフィーノ/質量分析による測定による測定に変更。
(溶出試験)フェノール	(有害試薬不使用) ・抽出に用いる溶媒を四塩化炭素とメタノールの混液から、アセトンとヘキサンの混液に変更。 (分析精度向上) ・ろ紙クロマトグラフィーによる測定から、誘導体をガスクロマトグラフィーによる測定による測定に変更。
(材質試験)ジブチルスズ化合物	(有害試薬不使用) ・抽出に用いる溶媒を四塩化炭素とメタノールの混液から、アセトニトリルに変更。 (分析精度向上) ・ガスクロマトグラフィーによる測定から、液体クロマトグラフィーによる測定による測定に変更。
(材質試験)クレゾールリン酸エステル	(有害試薬不使用) ・抽出に用いる溶媒を四塩化炭素とメタノールの混液から、アセトニトリルに変更。 (分析精度向上) ・ガスクロマトグラフィーによる測定から、液体クロマトグラフィーによる測定による測定に変更。

# 乳及び乳製品の容器包装に基づく限度値の明記 (標準溶液に係る試験法の改正)

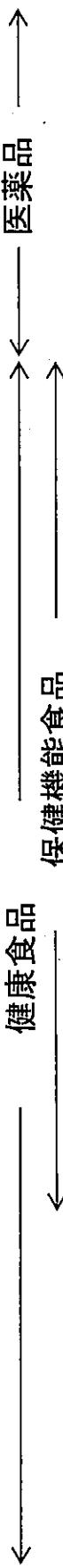
検査項目	改正前	改正後
(材質試験)重金属		標準色より濃くではない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は標準色として $0.8 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となり、試料当たりに換算すると $20 \mu\text{g}/\text{g}$ 以下となる。
(溶出試験)重金属		標準色より濃くではない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は標準色として $1 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。
(材質試験)ヒ素		標準色より濃くではない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素は三酸化二ヒ素として $0.1 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となり、試料当たりに換算すると $2 \mu\text{g}/\text{g}$ 以下となる。
(溶出試験)ヒ素		標準色より濃くではない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素は三酸化二ヒ素として $0.1 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。
(溶出試験)アンチモン		原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法によりアンチモンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のアンチモン量は $0.025 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。
(溶出試験)ゲルマニウム		原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法によりゲルマニウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のゲルマニウム量は $0.05 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。
(ペーラログラフ法)		原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法によりカドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ $5 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となり、試料当たりに換算すると $100 \mu\text{g}/\text{g}$ 以下となる。
(材質試験)カドミウム及び鉛		試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき試験溶液中のフェノールの量は $5 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。
(標準溶液)用いて試験溶液の場合と同様に操作して得られた波高より高くてはならない。 (原子吸光度法)		試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき試験溶液中のジブチルスズ化合物量は二塩化ジブチルスズとして $1 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下であり、試料当たりに換算すると $50 \mu\text{g}/\text{g}$ 以下となる。
(標準溶液)用いてそれぞれ試験溶液の場合と同様に操作して得られた吸光度より大きくてはならない。		試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき試験溶液中のクレゾールリノ酸エステル量は $10 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下であり、試料当たりに換算すると $1 \text{mg}/\text{g}$ 以下となる。
(溶出試験)フェノール		試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき試験溶液中の塩化ビニル量は $1 \mu\text{g}/\text{g}$ 以下となる。
(材質試験)ジブチルスズ化合物		
(材質試験)クレゾールリノ酸エステル		
(材質試験)塩化ビニル		

## 健康食品について

健康食品と呼ばれるものについては、法律上の定義は無く、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるものの全般を指している。そのうち、国の制度としては、国が定めた安全部や有効性に関する基準等を満たした「特定保健用食品制度」及び「栄養機能食品制度」がある(平成21年9月1日に消費者庁に移管)。

さらに、平成27年度からは、企業等の責任で科学的根拠に基づく機能性の表示が可能となる「機能性表示食品」となる「機能性表示食品」が食品表示法に基づき施行される。

[平成27年度以降]



いわゆる「健康食品」 (消費者庁への届出(企業等の責任による表示))	機能性表示食品 (消費者庁が定める基準に基づく自己認証制)	栄養機能食品 (消費者庁が定める基準に基づく自己認証制)	特定保健用食品 (消費者庁による基準型、疾病リスク基準による低減表示、条件付き特定保健用食品)	医薬品 (医薬部外品を含む)
---------------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	--	-------------------

# 「健康食品」の安全性確保に関する検討会報告書の概要

国民の健康に対する関心の高まり等を背景として、これまで一般に飲食に供されることのなかつたものや、特殊な形態のもの等、様々な食品が「健康食品」として流通する中で、消費者により安全性の高い製品が供給されるためには、以下のような製造段階から販売段階、健康被害情報の収集・処理にわたる幅広い取組が必要

## 製造段階における具体的な方策

- (1) 原材料の安全性の確保（文献検索を実施、食経験が不十分などときは毒性試験を実施）
- (2) 製造工程管理(GMP)による安全性の確保（全工程における製造管理・品質管理）
- (3) 上記の実効性の確保（第三者認証制度の導入）

## 健康被害情報の収集及び処理体制の強化

因果関係が明確でない場合等も含め、より積極的に情報を収集

\* 医師等を対象に「健康食品」の現状や過去の健康被害事例等について情報提供

## 消費者に対する普及啓発

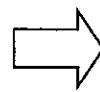
- (1) 製造事業者による適切な摂取目安量や注意喚起表示
- (2) アドバイザリースタッフの養成課程や活動のあり方にについて一定の水準を確保

## 原材料の安全性の確保 (平成17年2月1日付け食安発第0201003号通知)

「健康食品」を含む食品の製造事業者は、製造する食品の原材料の安全性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるべきものとされている(食品衛生法第3条)。

錠剤・カプセル状等の形態の食品については、過剰摂取による健康被害のおそれがあることから、原材料の安全性の確保のための取組は特に重要な

「健康食品」の製造に使用される基原原料について、文献検索で安全性、毒性情報等を収集する。

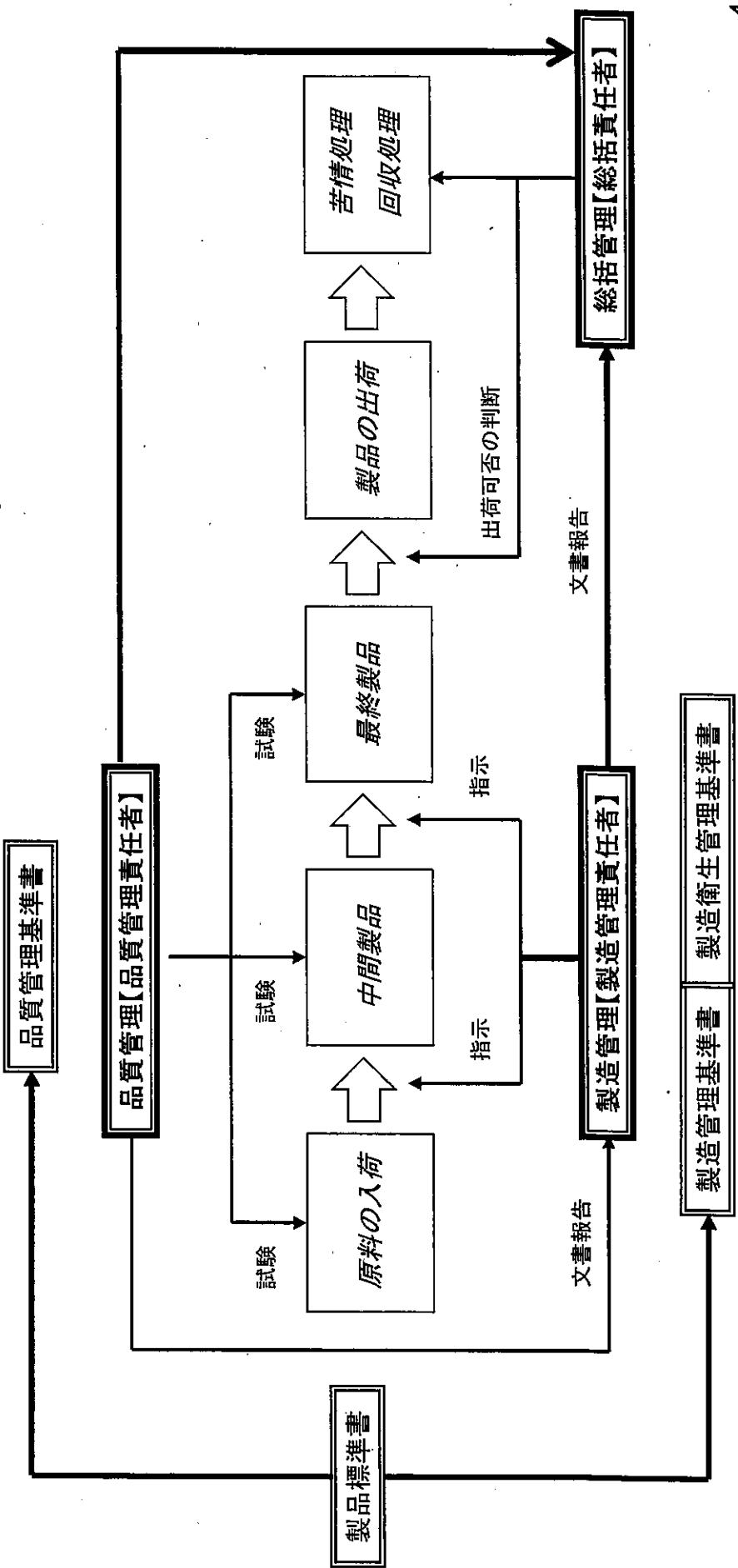


食経験に基づいて安全性を確保できない場合には、原材料等を用いて毒性試験を行う。

# 製造工程管理(GMP)による安全性の確保

(平成17年2月1日付け食安発第0201003号通知)

成分の濃縮等の加工工程を経る錠剤・カプセル状等の形狀の「健康食品」については、製品の均質化を図り、安全性及び信頼性を高めるために、製造者において、原材料等の受入れから最終製品の包装・出荷に至るまでの全工程における製造管理、品質管理の体制を整備すること（GMP=Good Manufacture Practice）が重要

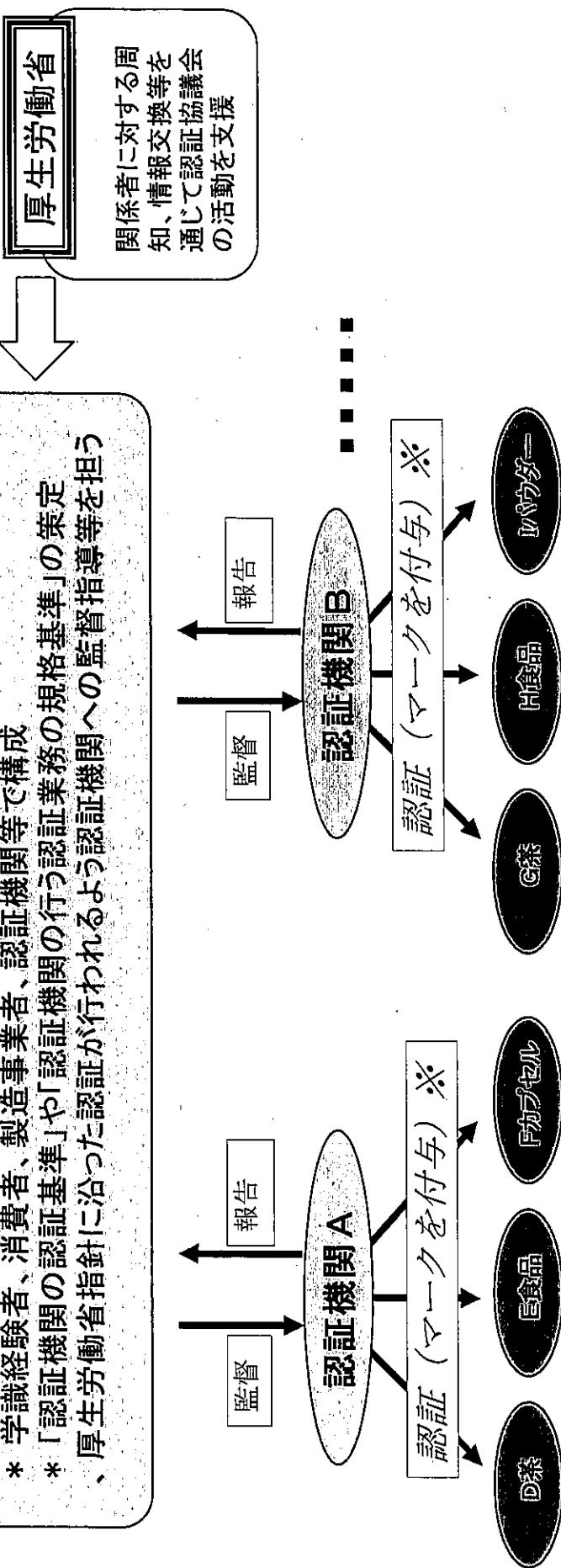


## 健康食品の安全性確保に係る第三者認証の仕組み

原材料の安全性の確保や、製造工程管理(GMP)による安全性の確保において、一定の水準に達したものなどについて事業者以外の第三者によつて客観的な立場から確認がなされることが実効性の確保を図る上では極めて重要なまた、認証の基準や表示はできるだけ統一されたものであることが望ましい。

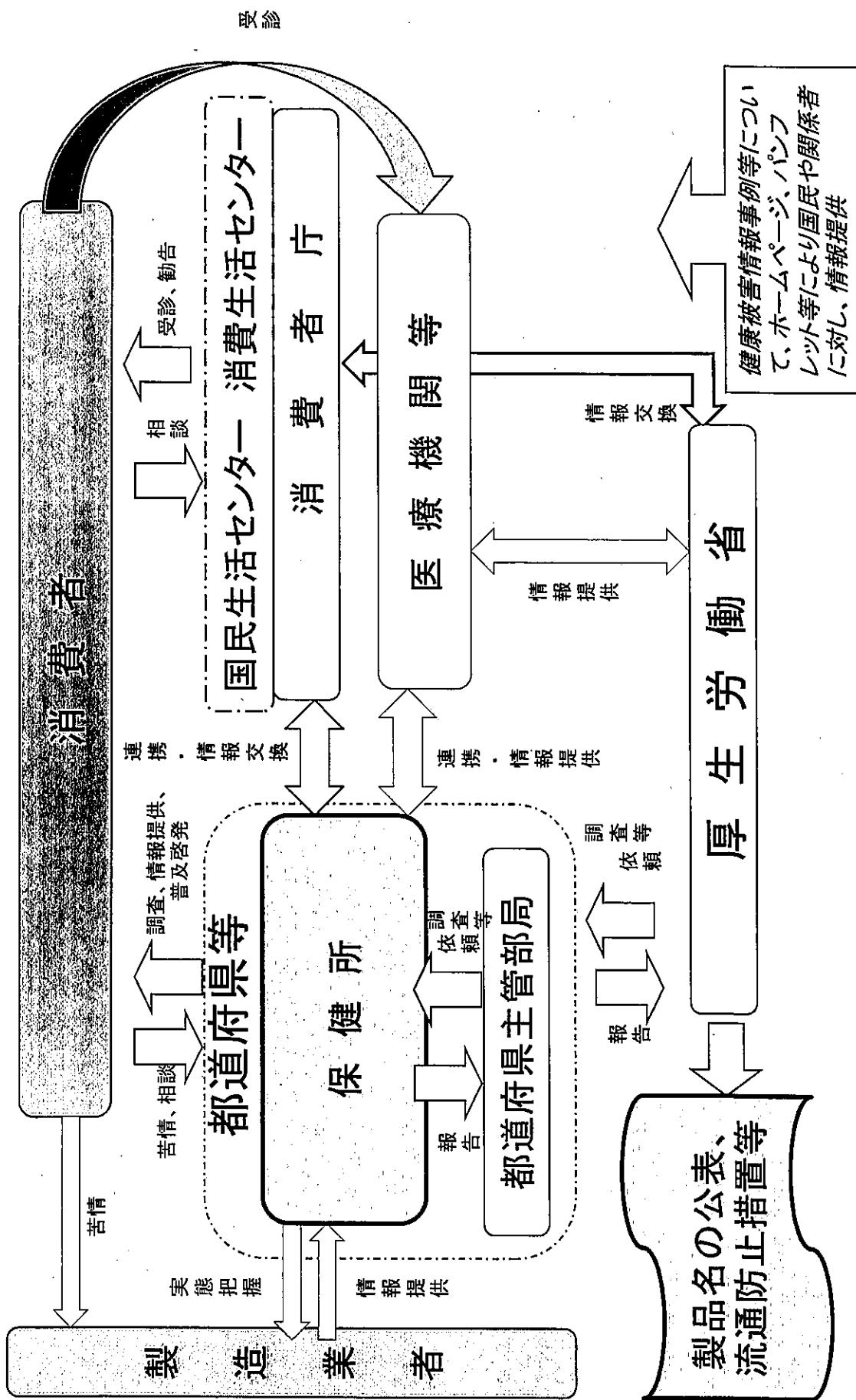
### 認証協議会

\* 学識経験者、消費者、製造事業者、認証機関等で構成  
\* 「認証基準」や「認証機関の規格基準」の策定  
、厚生労働省指針に沿った認証が行われるよう認証機関への監督指導等を担う



# 健康食品による被害情報の収集体制

(平成14年10月4日付け医薬発第1004001号通知)



## 消費者に対する普及啓発

「健康食品」に関する誤った情報や過大な期待が見られる中で、健康食品の安全性確保や「健康食品」一般に関する正しい知識の普及啓発に努めることが重要

### 製造事業者による安全性に関する情報提供

- ・製品の原材料の安全性確保や製造工程管理の適切さに関する情報提供
- ・成分表示や摂取目安量、注意喚起表示の適正化

### 「健康食品」一般に関する知識の普及啓発

- ・消費者に対し、「健康食品」に含まれる成分の特徴、その必要性、使用目的、摂取方法等について正しい情報を提供するため、アドバイザリースタッフの養成課程や活動のあり方に關し一定の水準を確保できるよう、養成団体と連携して取組を進める。

# 食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書概要

平成26年7月 消費者庁  
(平成25年12月から8回開催)

## 安全性確保の在り方

### (1) 対象となる食品及び成分の考え方並びに採取量の在り方

- 機能性関与成分を中心とする食品について、食経験を評価
- (日常的な採取量、食品の販売期間) 被り量、機能性関与成分の含有量、採取形状、採取方法、採取頻度等)
- 食経験の情報では安全性が十分とはいえない場合は、安全性試験に関する情報を評価
- 機能性関与成分と医薬品との相互作用・機能性関与成分同士の相互作用の有無を評価

### (2) 生産・製造及び品質の管理

- HACCP、GMP等の品質管理の取組にについて、製品特性に応じて企業等が自主的かつ積極的に取り組むべきものとして位置付け(サプリメント形状の加工食品は、GMPに基づく製品管理が強く望まれる)
- 企業等は採取量を踏まえた製品規格を設定するとともに、当該規格への合致の確認のため、製品分析を食品衛生法に定める音響検査機器等で実施
- 健康被害発生における因果関係の検証のため、企業等は検証に十分な量の製品を確保

### (3) 健康被害等の情報収集

- 企業等における健康被害等の情報収集体制の整備(相談体制、企業等内共有体制、保健所や消費者庁への連絡体制の整備等)
- 行政による効率的な健康被害等の情報収集(消費者生活センターの対応強化、消費者安全法に基づく事故情報の通知の徹底、健康被害等の収集・解析手法研究の実施等)

### (4) 危険な商品の流通防止措置等

- 必要がある場合、消費者庁及び厚生労働省は、注意喚起、販売禁止等を措置

## 食品の機能性表示を行うに当たつて必要な科学的根拠の考え方

### (1) 最終製品を用いた臨床試験

- 原則として特定保健用食品の試験方法に準じる
- 研究計画について「JIN臨床試験登録システム」等に事前登録※  
※これらの要件については、適切な経過措置期間を設定して査読付き論文により報告※
- 研究結果について国際的にコンセンサスの得られた指針(CONSORT声明)

### (2) 最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビュー

- 査読付き論文等、広く入手可能な文献を用いたシステムатイク・レビューを実施し、Totality of Evidence(肯定的・否定的内容を問わず全て全て検討し、総合的観点から肯定的といえるか)の観点から評価
- システマティック・レビューの結果、査読付きの論文が1本もない場合又は表示しようとする機能について、査読付き論文がこれを持続しない場合は、機能性表示は不可
- サブリメント形状の加工食品においては、臨床試験で肯定的結果であること
- その他加工食品及び生鮮食品においては、臨床試験又は観察研究で肯定的結果であること

## 誤認のない食品の機能性表示の在り方

### (1) 適切な機能性表示の範囲

- ① 対象食品：食品全般(アルコール含有飲料、ナトリウム、糖分等を過剰摂取させる食品は除く)
- ② 対象成分：作用機序が考察され、直接的又は間接的に定量可能な成分
- ③ 食事摂取基準に採取基準が策定されている栄養成分については、制度の運用状況を踏まえ検討
- ④ 機能性関与成分が明確でないものの取り扱いについては、制度の運用状況の人(疾病に既に罹患している人、未成年者、妊娠婦、妊娠計画中の者を含む)及び授乳婦への訴求はない旨
- ⑤ 可能な機能性表示の範囲：部位も含めた健康維持・増進に関する表現(商品名を含む表示は除く)

### (2) 容器包装への表示

- 機能性関与成分名、1日採取目安量、1日採取目安量当たりの機能性関与成分の含有量、採取上の注意、医薬品を服用している者は医師・薬剤師に相談した上で採取するべき旨
- 安全性・有効性について国による評価を受けたものではない旨
- 疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨
- 疾病に既に罹患している人、未成年者等に対し訴求したものではない旨(生鮮食品は除く)
- バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言 等

### (3) 容器包装への表示以外の情報開示

- 安全性に係る評価結果
- 品質管理の取組状況(HACCP、GMP等の取組状況も含む)
- 機能性に係る科学的根拠情報(システムアティック・レビューの検索条件、利益相反等に関する情報も含む) 等

## 国の関与の在り方

### (1) 販売前届出制の導入

- 安全性や有効性等の根拠情報を含めた製品情報について、消費者庁に販売前に届出
- 届出を受理した際は、消費者庁において届出に係る情報を原則として販売前に公開

### (2) 新制度の規定・適切な運用

- 食品表示法に基づく食品表示基準に規定
- 食品表示法に基づく收去等、販売後の監視を徹底することで、新制度の適切な運用を図る

### (3) 新たな機能性表示制度の名称(方向性)

- 既存の制度との名称の混同を避ける観点から、「保健」「栄養」は使用しない
- 新制度の名称について、幅広い意見を聴きながら検討することが必要

### (4) 消費者教育等

- 消費者庁は関係機関と連携しつつ、バランスの取れた食生活の普及啓発、安全性も含めた食品安全性表示制度に関する消費者の理解啓進に向けた取組を継続的に実施
- 新制度の施行に当たっては、関連指針を整備することも必要
- 施行後2年を目途に施行状況を検討し、必要な措置を講ずることを期待

その他

## 遺伝子組換え食品等の安全性に関する審査の法的位置づけ

### 食品衛生法 第11条(食品等の規格及び基準)

※ 規格・基準に合わないものの輸入、販売等禁止

### 告示 食品、添加物等の規格基準

規格 ※ 安全性審査を経たものでなければならない  
製造基準 ※ 基準に適合した方法で行わなければならない

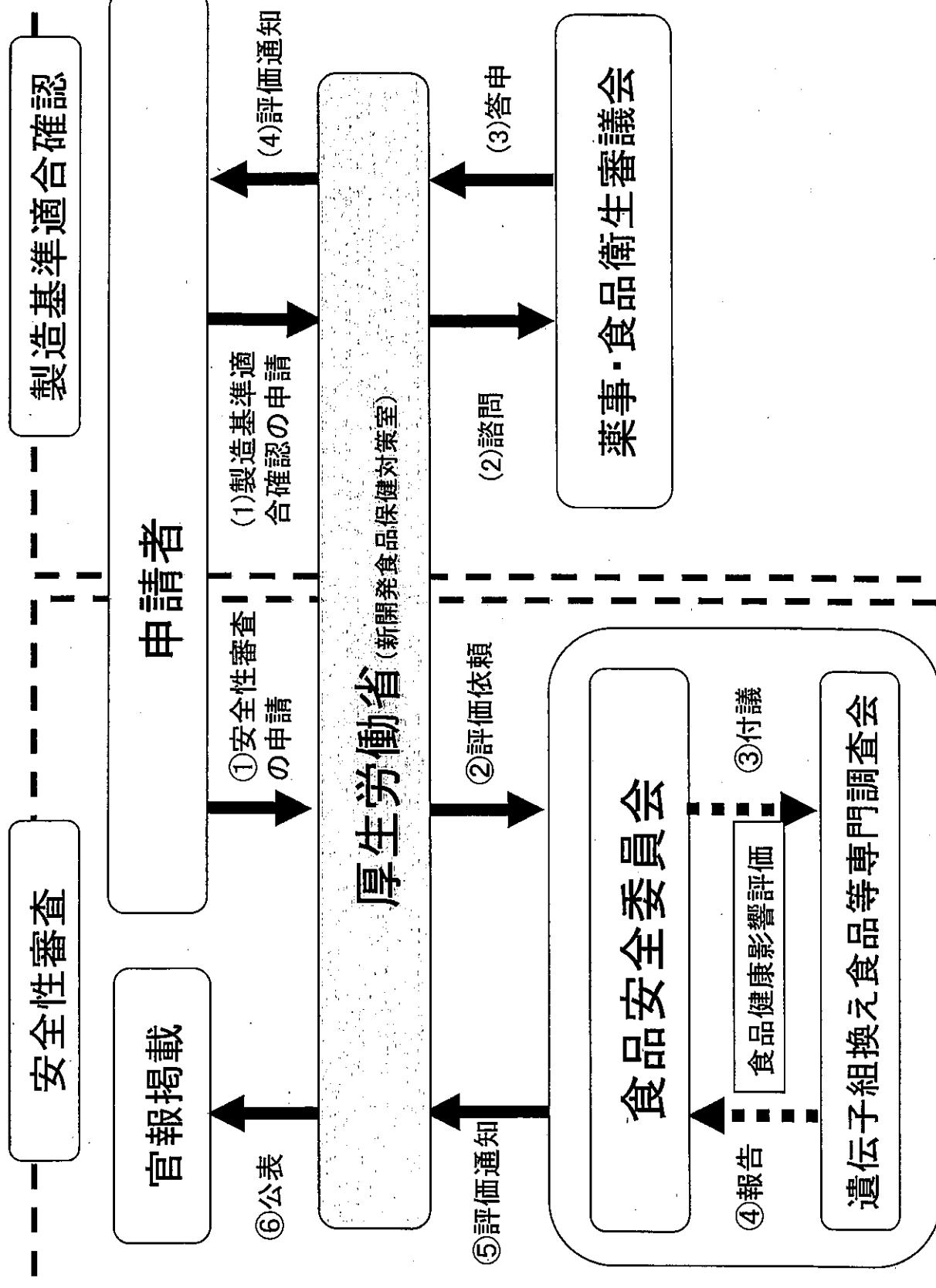
### 告示 安全性審査手続

※ 安全性審査の手続、資料

告示 製造基準  
※ 適合確認の手続  
※ 製造所の施設設備基準

食品安全委員会決定；安全性評価基準

# 遺伝子組換え食品等の安全性に関する審査の手続きフロー











報道関係者各位

平成 27 年 1 月 9 日

【照会先】

医薬食品局食品安全部 監視安全課

課長補佐 仲庭 裕司 (2477)

係 長 奥藤 加奈子 (2478)

(代表電話) 03(5253) 1111

(直通電話) 03(3595) 2337

**食品への異物の混入防止のための監視指導の徹底について  
地方自治体に通知しました**

今般、食品への異物混入事案が相次いでいることも踏まえ、食品等事業者において異物の混入防止のための取組が徹底され、食品の安全性が確保されるよう、監視指導の徹底を求める旨の通知を地方自治体に発出しましたので、お知らせします。

別添：「食品への異物の混入防止について」  
(平成 27 年 1 月 9 日付け食安監発 0109 第 1 号)

(写)

食安監発0109第1号

平成27年1月9日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長  
(公印省略)

### 食品への異物の混入防止について

標記については、食品衛生法第50条第2項に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上講すべき措置を条例で定める場合の技術的助言として示している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号別添 最終改正:平成26年10月14日付け食安発1014第1号)において、原材料及び製品への異物の混入防止のための措置を講ずること等を通知しているところです。

今般、食品への異物混入事案が相次いでいることも踏まえ、食品衛生関係法令等に基づき、食品等事業者において異物の混入防止のための取組が徹底され、食品の安全性が確保されるよう、特に下記の事項に留意し、食品等事業者に対する監視指導の徹底をお願いします。

#### 記

1. 食品等事業者における異物の混入防止のための取組が徹底されるよう、指導すること。特に次の事項に留意すること。

- (1) 食品取扱設備等の衛生管理に当たっては、分解や組立てを適切に行うこととともに、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。
- (2) 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な衛生状態を保ち、そ族及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排

気口の網戸、トラップ、排水溝の蓋等の設置により、そ族、昆虫の施設内への侵入を防止すること。

(3) 食品取扱者は、衛生的な作業着、帽子、マスクを着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等、食品製造等に不要なものを食品取扱施設内に持ち込まないこと。

(4) 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ容器に内容物の名称を表示する等食品への混入を防止すること。

2. 食品等事業者において、食品等の製造、加工及び調理等が衛生的に行われるよう、食品取扱者及び関係者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を適切に実施するよう指導すること。

3. 食品等事業者において、食品等の製造又は加工にあたっては、異物混入の可能性について点検を行い、原材料及び製品への異物の混入防止のための必要な措置を講ずるよう指導すること。

4. 保健所の助言及び指導の下、迅速かつ効果的な原因究明を実施し、食品衛生上の被害拡大防止対策を速やかに講ずるため、消費者等からの食品等に係る苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、保健所等へ速やかに報告するよう指導を徹底すること。

(別添)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先 :

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室  
(内線 2495, 2474, 2498)

## 平成26年度 輸入食品監視指導計画監視結果

### 中間報告

平成26年12月

厚生労働省医薬食品局食品安全部

## 平成26年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）

### 1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成26年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

今般、平成26年4月から9月の間に計画に基づいて実施した輸入食品等に係る監視指導の実施状況の概要について取りまとめたので公表します。

参考：「輸入食品の安全を守るために」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/yunyu\\_kanshi/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html)



## 2. 平成26年度輸入食品監視指導計画の概要

### ① 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第23条第1項）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

### ② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生対策確保を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

### ③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査<sup>\*1</sup>（平成26年度計画：168食品群、約9万4千件）
- 検査命令<sup>\*2</sup>（平成26年9月30日現在：全輸出国対象の17品目及び29カ国・1地域の72品目）
- 包括的輸入禁止規定<sup>\*3</sup>
- 海外情報等に基づく緊急対応

### ④ 輸出国における衛生対策の推進

- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による衛生対策の推進
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理、監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請
- 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する食品安全規制の周知

### ⑤ 輸入者に対する自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入前、初回輸入時及び定期的な自主検査の指導
- 記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

\*1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

\*2：違反の可能性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

\*3：危害の発生防止の観点から特に必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる措置

### 3. 平成26年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告：速報値）

平成26年4月から9月の間の届出・検査・違反状況（表1）をみると、届出件数は1,138,913件【1,106,117件】であり、届出重量は11,952千トン【12,321千トン】であった。

これに対し、99,165件（検査命令28,153件、モニタリング検査27,719件、自主検査47,739件）【104,766件（検査命令30,983件、モニタリング検査29,396件、自主検査48,859件）】について検査を実施し、このうち430件【562件】を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

違反事例を条文別（表2）にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第11条違反の277件が最も多い、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第6条違反の114件、器具又は容器包装の規格に係る法第18条違反の28件、添加物等の販売等の制限に係る法第10条違反の22件、食肉等の衛生証明書の不添付に係る法第9条違反の2件、おもちゃの規格に係る法第62条に基づき準用される法第18条違反の1件となっている。

平成26年度のモニタリング検査実施状況（表3）をみると、延べ94,043件の計画に対し、延べ55,770件（実施率：約59%）を実施し、このうち延べ56件を食品衛生法違反として、回収等の措置を講じるとともに、違反の可能性を判断するためモニタリング検査を強化する措置（表4）を講じた。さらに、モニタリング検査強化等の結果、食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、輸入の都度、輸入者に対し検査を受けるべきことを命じることとする検査命令へ移行させ監視体制を強化した（表5）。

平成26年9月30日現在で、全輸出国対象の17品目及び29カ国・1地域の72品目を検査命令の対象としており、実績（表6）をみると、延べ46,391件の検査命令を実施し、このうち延べ105件を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

海外での違反食品の回収等の情報に基づき平成26年度においては、デンマークにおいて豚からジエチルスチルベストロールが検出された事例、フランスにおいてナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌O26が検出された事例等について積み戻し等を行う措置を講じ、輸入時の監視体制の強化等（表7）を行った。

【 】カッコ内は昨年度同期の数値

表1 届出・検査・違反状況(平成26年4月～9月:速報値)

届出件数 <sup>※1</sup> (件)	輸入量 <sup>※1</sup> (千トン)	検査件数 <sup>※2</sup> (件)	割合 <sup>※3</sup> (%)	違反件数 (件)	割合 <sup>※3</sup> (%)
1,138,913	11,952	99,165 (28,153) <sup>※4</sup>	8.7	430	0.04
(前年度実績)		104,766	9.5	562	0.05

※1 計画輸入貨物(初回届出時は除く。)は計上せず

※2 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※3 届出件数に対する割合

※4 検査命令に係る数値

表2 条文別違反事例(平成26年4月～9月:速報値)

違反条文	違反件数(件)	違反率(%)	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される 食品及び添加物)	114	25.7	アーモンド、いちじく、くり、くるみ、香辛料、ゴマの種子、とうもろこし、ハスの種子、ハトムギ、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、シアノ化合物の検出、ナチュラルチーズ、非加熱食肉製品からのリストリア菌検出、いんげん豆、コーヒー豆、米、小麦、大豆、ばれいしょ等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条 (病肉等の販売等 の制限)	2	0.5	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売 等の制限)	22	5.0	TBHQ、アシッドブルー3ナトリウム、アゾルビン、一酸化炭素、キノリンイエロー、サイクラミン酸、パラオキシ安息香酸メチル、ヨウ素化塩等の指定外添加物の使用
第11条 (食品又は添加物 の基準及び規格)	277	62.4	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、加熱食肉製品の保存基準不適合、食品一般の製造基準不適合、添加物の使用基準違反(BHT、ソルビン酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反
第18条 (器具又は容器包 装の基準及び規 格)	28	6.3	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等につい ての準用規定)	1	0.2	おもちゃ又はその原材料の規格違反
合計	444(延数) 430(実数)		

※1 検査項目別の延べ件数

※2 検査対象となった届出の件数

表3 モニタリング検査実施状況(平成26年4月～9月：速報値)

食品群	検査項目	年度計画件数	実施件数	達成率
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食 鳥肉等	抗菌性物質等	1,909	1,064	0
	残留農薬	1,191	992	0
	添加物	118	111	0
	病原微生物	686	344	0
	成分規格等	295	259	0
	放射線照射	29	22	0
	SRM除去	2,500	844	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイス クリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,266	1,315	0
	残留農薬	1,697	1,128	0
	添加物	1,247	892	0
	病原微生物	3,584	1,986	3
	成分規格等	1,547	1,067	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ) 等	抗菌性物質等	2,752	1,423	1
	残留農薬	1,613	1,228	0
	添加物	297	163	0
	病原微生物	1,074	910	0
	成分規格等	539	333	0
	放射線照射	34	19	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身 等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,757	2,717	2
	残留農薬	3,904	2,978	2
	添加物	1,927	1,502	0
	病原微生物	4,063	2,771	1
	成分規格等	2,867	1,795	11
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆 類、落花生、ナツツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,979	1,724	0
	残留農薬	9,129	5,884	12
	添加物	774	538	0
	病原微生物	1,495	1,131	0
	成分規格等	355	237	0
	カビ毒	2,871	1,400	2
	遺伝子組換え食品	235	220	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工 品、果実加工品、香辛料、即席めん類 等	放射線照射	119	87	0
	抗菌性物質等	598	320	0
	残留農薬	8,148	4,970	5
	添加物	4,222	3,096	0
	病原微生物	956	781	0
	成分規格等	2,499	1,763	6
	カビ毒	2,594	1,482	0
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子 類、食用油脂、冷凍食品等	遺伝子組換え食品	427	71	1
	放射線照射	424	240	0
	残留農薬	1,434	737	0
	添加物	2,685	1,647	3
	成分規格等	598	266	1
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	カビ毒	1,135	545	0
	残留農薬	358	301	0
	添加物	1,374	876	0
	成分規格等	657	441	1
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	カビ毒	118	78	0
	成分規格等	1,433	1,050	5
	総計(延数)	94,043	55,770	59%
年度計画件数未満には標準検査強化分として 6,530件を計上				実施率約59%

※1:検査項目の例

- ・抗菌性物質等:抗生素質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬:有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ビレスロイド系等
- ・添加物:保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防はい剤等
- ・成分規格等:成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ、放射性物質等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・病原微生物(腸管出血性大腸菌O157、O103、O104、O111及びO157、リストリア菌等)
- ・カビ毒:アフラトキシン、デオキシニバノール、パツリソ等
- ・遺伝子組換え食品:安全性未審査遺伝子組換え食品等
- ・放射線照射:放射線照射の有無

※2:抗菌性物質、農薬等の検査項目別の計画件数を示したもの

表4 モニタリング検査を強化<sup>\*1</sup>した品目<sup>\*2</sup>(平成26年4月～9月)

輸入対象国・地域	輸入対象食品	検査項目
中國	あげまきがい	プロメトリン
	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ <sup>*4</sup>
	花椒	アフラトキシン
	ごまの種子	ジコホール
	さといも	クロルビリホス
	タコ	フラゾリドン
	にんじん	トリアジメノール
	わけぎ	ジフェノコナゾール
タイ	えだまめ	トリアゾホス
	オオバコエンドロ	クロルビリホス
	カミメボウキ	EPN
	ニオイタコノキ	2,4-D
韓国	あかがい(生食用)	腸炎ビブリオ <sup>*3</sup>
	鮓	オフロキサシン
ニュージーランド	グリーンピース	ハロキシホップ
	にんじん	メタミドホス
米国	セロリ	ビフェントリン
	ブルーベリー	ブプロフェジン
インド	ひよこ豆	グリホサート
インドネシア	ゆでがに(生食用)	腸炎ビブリオ <sup>*3</sup>
エチオピア	コーヒー豆	クロルビリホス
オーストラリア	綿実	アフラトキシン
オランダ	キャベツ	ペンシクロン
ガーナ	カカオ豆	フェンバラレート
台湾	にんじん	メタミドホス
フィリピン	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ <sup>*3</sup>
ホンジュラス	コーヒー豆	クロルビリホス

\*1 平成26年度においては、通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の30%を対象に検査を実施した。また輸入実績又は検査実績に基づき検査命令を解除した品目についても同様の扱いとした。ただし、検査強化後60件もしくは1年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

\*2 表5に含まれる品目を除く。

\*3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成26年6月～10月)

\*4 夏期の検査強化として全届出件数の30%を対象に検査を実施(平成26年6月～10月)

表5 検査命令へ移行した品目(平成26年4月～9月)

輸入元国・地域	対象食品	検査項目
イタリア	非加熱食肉製品(製造者限定)	リストeria菌
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
スペイン	非加熱食肉製品(製造者限定)	リストeria菌
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
中国	たまねぎ	チアメトキサム
	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
フランス	ナチュラルチーズ(製造者限定)	腸管出血性大腸菌 O26
	非加熱食肉製品(製造者限定)	リストeria菌
ガーナ	カカオ豆	シペルメトリノ
韓国	養殖ひらめ(養殖業者限定)	<i>Kudoa septempunctata</i>
ナイジェリア	ごまの種子	アフラトキシン
バングラデシュ	クミンの種子	プロフェノホス
ブルキナファソ	ごまの種子	イミダクロブリド

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成26年4月～9月：速報値)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (17品目)	落花生、アーモンド、チリペッパー等	アフラトキシン	5,511	32
	すじこ	亜硝酸根	177	2
	シアン含有豆類、キャッサバ	シアン化合物	247	4
中国 (20品目)	鰻、えび、スッポン等	スルファジミジン、マラカイトグリーン、クロルテトラサイクリン、スルファメトキサゾール、エンロフロキサシン等	3,922	1
	野菜、ナツツ、魚介類等 (えだまめ、たまねぎ、ほうれんそう、落花生、二枚貝等)	ジフェノコナゾール、チアメトキサム、ブロメトリル、ディルドリン(アルドリンを含む。)、エンドリン等	7,629	20
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	3,206	0
	全ての加工食品	サイクラミン酸	325	0
	花椒、ハスの種子	アフラトキシン	35	1
韓国 (11品目)	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	82	0
	赤とうがらし、しじみ	ジフェノコナゾール、エンドスルファン	58	2
	ひらめ	エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン	12	0
	アカガイ	腸炎ビプリオ	2	0
タイ (8品目)	おくら、マンゴー、グリーンアスパラガス、バナナ、赤とうがらし等	EPN、クロルピリホス、プロフェノホス、シペルメトリル、ジフェノコナゾール等	1,275	1
イタリア (7品目)	チーズ、非加熱食肉製品等	リステリア菌	1,019	6
	くり、ピスタチオナッツ等	アフラトキシン	248	3
インド (6品目)	養殖えび	フラゾリドン	723	5
	ケツメイシ、ひよこ豆	アフラトキシン	56	0
	クミンの種子、とうがらし等	プロフェノホス、グリホサート、トリアゾホス等	43	1
その他(24カ国・1地域、総40品目)			21,821	27
合計(延数)			46,391	105

表7 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成26年4月～9月)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
7月	デンマーク	DANISH CROWN(EST. 71)において処理されたデンマーク産豚肉 (ジエチルスチルベストロール混入のおそれ)	デンマークにおいて、DANISH CROWN(EST. 71)が処理した豚の尿からジエチルスチルベストロールが検出されたため、関連製品の自主回収を行っているとの情報を受け、該当施設において処理された豚肉の輸入届出がなされた場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
7月	フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ (腸管出血性大腸菌 026 汚染のおそれ)	フランスにおいて、ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌 026 が検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品の輸入届出がなされた場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
9月	フランス	ナチュラルチーズ (腸管出血性大腸菌 026 汚染のおそれ)	フランスにおいて、セミハードタイプのナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌 026 が検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、対象製造者について検査命令対象とする措置を講じた。

(参考) 中間報告中の主な用語説明

用語	説明
アシッドブルー3ナトリウム	指定外添加物
亜硝酸根	添加物(発色剤)
アゾルビン	指定外添加物
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される)
一酸化炭素	指定外添加物
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えて元の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イミダクロプリド	農薬(クロロニコチル系殺虫剤)
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
キノリンイエロー	指定外添加物
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
クロルテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの產生した毒を二枚貝が蓄積する毒素の一一種)
サイクラミン酸	指定外添加物
シアノ化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアノ配糖体などのシアノ関連化合物)
ジエチルスチルベストロール	動物用医薬品(ホルモン剤)
ジコホール	農薬(有機塩素系殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シペルメトリル	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
スルファメトキサゾール	合成抗菌剤(サルファ剤)

用語	説明
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の鮮血を伴う血便を引き起こす)
ディルドリン(アルドリンを含む)	農薬(有機塩素系殺虫剤)
デオキシニバレノール	カビ毒(フザリウム属真菌によって产生)
トリアジメノール	農薬(フェノキシ系殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(フェノキシ系殺虫剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって产生)
パラオキシ安息香酸メチル	指定外添加物
ハロキシホップ	農薬(有機塩素系除草剤)
ビフェントリン	農薬(ビレスロイド系殺虫剤)
フェンバレレート	農薬(ビレスロイド系殺虫剤)
ブプロフェジン	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ベンシクロン	農薬(尿素系殺菌剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの產生した毒を二枚貝が蓄積する毒素の一一種)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
メタノール	有機溶媒などとして用いられるアルコールの一一種
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
ヨウ素化塩	指定外添加物
リステリア菌	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)

用語	説明
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
<i>Kudoa septempunctata</i>	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
TBHQ	指定外添加物

## 1. 年次別食中毒発生状況

(昭和61年～平成26年(速報値))

年次	発生件数	患者数	死者数	事件当たりの罹患者数	罹患者率 (人口10万)	死亡率 (人口10万)
昭和61年	899	35556	7	39.6	29.2	0
62	840	25368	5	30.2	20.7	0
63	724	41,439	8	57.2	33.7	0.0
平成元年	927	36,479	10	39.4	29.6	0.0
2	926	37,561	5	40.6	30.4	0.0
3	782	39,745	6	50.8	32.0	0.0
4	557	29,790	6	53.5	23.9	0.0
5	550	25,702	10	46.7	20.6	0.0
6	830	35,735	2	43.1	28.6	0.0
7	699	26,325	5	37.7	21.2	0.0
8	1,217	46,327	15	38.1	36.8	0.0
9	1,960	39,989	8	20.4	31.7	0.0
10	3,010	46,179	9	15.3	36.5	0.0
	* 1,612 (53.6%)	1,612 (3.5%)	1			
11	2,697	35,214	7	13.1	27.8	0.0
	* 1,416 (52.5%)	1,416 (4.0%)	3			
12	2,247	43,307	4	19.3	34.2	0.0
	* 1,007 (44.8%)	1,007 (2.3%)	0			
13	1,928	25,862	4	13.4	20.3	0.0
	* 882 (45.7%)	882 (3.4%)	1			
14	1,850	27,629	18	14.9	21.7	0.0
	* 861 (46.5%)	861 (3.1%)	4			
15	1,585	29,355	6	18.5	23.0	0.0
	* 627 (39.6%)	627 (2.1%)	2			
16	1,666	28,175	5	16.9	22.1	0.0
	* 678 (40.7%)	678 (2.4%)	2			
17	1,545	27,019	7	17.5	21.1	0.0
	* 587 (38.0%)	587 (2.2%)	2			
18	1,491	39,026	6	26.2	30.5	0.0
	* 359 (24.1%)	359 (0.9%)	5			
19	1,289	33,477	7	26.0	26.2	0.0
	* 294 (22.8%)	* 294 (0.9%)	4			
20	1,369	24,303	4	17.8	19.0	0.0
	* 314 (22.9%)	* 314 (1.3%)	3			
21	1,048	20,249	0	19.3	15.9	0.0
	* 196 (18.7%)	* 196 (1.0%)	0			
22	1,254	25,972	0	20.7	20.3	0.0
	* 214 (17.1%)	* 214 (0.8%)	0			
23	1,062	21,616	11	20.4	16.9	0.0
	* 161 (15.2%)	* 161 (0.7%)	0 (0.0%)			
24	1,100	26,699	11	24.3	20.9	0.0
	* 176 (16.0%)	* 176 (0.7%)	0 (0.0%)			
25	931	20,802	1	22.3	16.3	0.0
	* 175 (18.8%)	* 175 (0.8%)	1 (100.0%)			
26(速報)	976	19,355	2	19.8	15.2	0.0
	* 189 (19.4%)	* 189 (1.0%)	2 (100.0%)			

\* 患者数1人の事例。( )内は全体に対する患者数1人の事例の割合



### 3. 年次別原因食品別食中毒発生状況

年次	昭和19年	昭和20年	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	
	[事件件数]	[構成割合(%)								
総 数	1,960	100	3,010	100	2,631	100	2,247	100	1,928	100
魚介類	174	8.9	251	8.3	212	8.1	189	8.4	189	9.8
	貝 類	52	2.7	88	2.9	84	3.2	108	4.8	113
	フ グ	28	1.4	27	0.9	19	0.7	29	1.3	31
	そ の 他	94	4.8	136	4.5	109	4.1	52	2.3	45
魚介類加工品	9	0.5	10	0.3	21	0.8	15	0.7	11	0.6
	魚肉ねり製品	0	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0
	そ の 他	9	0.5	9	0.3	20	0.8	14	0.6	11
肉類及びその加工品	30	1.5	32	1.1	30	1.4	45	2.0	56	2.9
卵類及びその加工品	37	1.9	46	1.5	37	1.4	42	1.9	35	1.8
乳類及びその加工品	2	0.1	4	0.1	4	0.2	4	0.2	3	0.2
穀類及びその加工品	18	0.9	32	1.1	18	0.7	25	1.1	23	1.2
野菜類及びその加工品 総 数	78	4.0	128	4.3	93	3.5	90	4.0	58	3.0
豆 類	1	0.1	0	0.0	1	0.0	4	0.2	0	0.0
き の こ 類	46	2.3	102	3.4	71	2.7	64	2.8	38	1.9
そ の 他	31	1.6	26	0.9	21	0.8	22	1.0	22	1.1
菓 子 類	16	0.8	21	0.7	14	0.5	19	0.8	14	0.7
複 合 調 理 食 品	101	5.2	147	4.9	103	3.9	86	3.8	82	4.3
そ の 他	338	17.2	435	14.5	452	17.2	464	20.8	363	18.8
不 明	1,157	59.0	1,904	63.3	1,541	62.4	1,268	56.4	1,094	56.7

年次	昭和18年	昭和19年	昭和20年	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	
	[事件件数]	[構成割合(%)								
総 数	1,491	100	1,289	100	1,389	100	1,048	100	1,254	100
魚介類	80	5.4	68	5.3	106	7.7	94	9.0	128	10.2
	貝 類	28	1.9	12	0.9	35	2.6	41	3.9	63
	フ グ	20	1.7	29	2.2	40	2.9	24	2.3	27
	そ の 他	28	1.7	27	2.1	31	2.3	28	2.6	38
魚介類加工品	8	0.5	22	1.7	15	1.1	9	0.9	8	0.6
	魚肉ねり製品	0	0.0	0	0.0	2	0.1	1	0.1	0
	そ の 他	8	0.5	22	1.7	13	0.9	8	0.8	8
肉類及びその加工品	71	4.8	83	6.4	96	7.0	91	8.7	80	6.4
卵類及びその加工品	7	0.5	8	0.6	10	0.7	10	1.0	7	0.6
乳類及びその加工品	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.1	0	0.0
穀類及びその加工品	26	1.7	22	1.7	23	1.7	12	1.1	13	1.0
野菜類及びその加工品 総 数	97	6.5	78	6.1	87	6.4	54	5.2	104	8.3
豆 類	33	2.2	1	0.1	1	0.1	2	0.2	0	0.0
き の こ 類	44	3.0	60	4.7	64	4.7	40	3.8	91	7.3
そ の 他	20	1.3	17	1.3	22	1.6	12	1.1	13	1.0
菓 子 類	11	0.7	12	0.9	9	0.7	7	0.7	9	0.7
複 合 調 理 食 品	141	9.5	95	7.4	103	7.5	59	5.6	79	6.3
そ の 他	582	39.0	547	42.4	531	38.8	469	44.8	560	44.7
不 明	467	31.3	353	27.4	389	28.4	243	23.2	285	21.1

